

(可認省信遞日六月七年五十二治明)

# 監獄學雜誌

第三卷 第五号

## 目 録

● 論 說	● 巡回所見雜記第三	● 徒刑囚ノ假出獄ニ就テ所思ヲ陳フ	● 蒼海一滴	● 講話	● 西公使の談話筆記	● 海外通信	● 近世ニ於ケル矯地監獄制度沿革ノ大要	● 雜 報	● 化院	● 監獄教誨ニ關スル年報ノ設アラントス。捷徑ノ一策	● 寄 書	● 刑事被告人押送ノ義ニ就テ	● 特別監視違犯者ノ處分及假出獄停止ニ付	● 果判未確定者ヲ拘禁セザシテ確定後入監日ヨリ	● 眞疑	● 政府に猛斷を促す(承前)	● 學生の書籍及其購	● 統計	● 在監人月表	● 通 信	● 兵庫縣監獄署課所新設外數件	● 監獄彙報	● 國民協會代議士の覺悟外數件
	上田洋次郎	上田洋次郎	岳田定次郎	岳田定次郎	岳田定次郎	岳田定次郎	岳田定次郎	岳田定次郎	岳田定次郎	岳田定次郎	岳田定次郎	岳田定次郎	岳田定次郎	岳田定次郎	岳田定次郎	岳田定次郎	岳田定次郎	岳田定次郎	岳田定次郎	岳田定次郎	岳田定次郎	岳田定次郎	岳田定次郎
	(一丁)	(一丁)	(一丁)	(一丁)	(一丁)	(一丁)	(一丁)	(一丁)	(一丁)	(一丁)	(一丁)	(一丁)	(一丁)	(一丁)	(一丁)	(一丁)	(一丁)	(一丁)	(一丁)	(一丁)	(一丁)	(一丁)	(一丁)

警察監獄學會發兌

# 會告

年未會計整理ノ都合有之來ル十二月發行(第三卷第十六號)迄ノ雜誌代金八十  
 二月十日ヲ期シ必御送金被下度此段相願候也

警察監獄學會

### ○本誌定價並廣告料

- 監獄學雜誌 壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)
- 全 署內五名以上購讀ノ向ハ 前部 前金五錢五厘(全 上)
- 一府縣內數百名協議購讀ノ向ハ前項ノ外特ニ割引法ヲ設ク
- 又一署內十名以上ノ雜誌代金ヲ取替メ之レチ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラ
- ヒラレ、諸君ニハ本誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス
- 廣告料 一行一回分 金十錢

- 監獄學雜誌ヲ本會ニ向ケ直接注文セラル、其ハ住所姓名(百箇ニ奉職セラル、)ヲ詳記シ雜誌ノ種類及
  - 號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルベシ
  - 雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取總主任ノ資格ヲ以申込ノ向
  - 等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ニハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ク可シ
  - 右ノ如ク前金相切レ候節諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶封ヘ(督)印ヲ捺捺シ御送金ヲ促シ亦
  - 前金拂込ノ向ヘハ(漢)印ヲ捺捺スルヲ例トス
  - 本會ニ向ケ直接雜誌代金ヲ送付セラル、其ハ爲換ノ宛名ハ本會會計部トシ東京四谷郵便支局ニ向
  - ケ振込アルヘシ
  - 通運使ニ付セラル、其ハ其持込貨ヲ添ヘ郵券ヲ以代用セラル、其ハ五厘切手一割増タルヘシ
  - 本誌代金領收證、請求書ハ他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ
  - 本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ
- 發行所 警察監獄學會

## 警察監獄學會出版物廣告

司法次官清浦奎吾君序文 內務省儲藏務顧問故フアン、ゼー、パツハ君序文  
 東京集治監典獄石澤謙吾君序文 靜岡縣書記官文學士久米金彌君序文  
 宮城集治監典獄八木秀太郎君跋 小河滋次郎君編著 洋裝英本金字入紙數四百五十二頁定價金壹圓廿五錢非常廉價金六拾

### 五版 日本監獄法講義

完 五錢全國無遞送料本署長各課長及書記官守長及本會々費取總主任請  
 君ヨリ申込ノ外ハ前金ヲ要ス又四ヶ月々賦拂込ヲ諾ス

本書ハ本邦監獄則、施行細則及看守以下監獄吏員分掌例ニ據リ逐條泰西監獄學ノ新説及各國ノ監獄法  
 規等ヲ比照參酌シテ條文ノ意義、立法者ノ精神ヲ注疏剖解シタル新著書ナリ著者久シク職ヲ內務省獨  
 逸監獄學士ニ奉シ多年、監獄ノ實務ニ當リ尙曩ニ監獄官練習所ノ譯官トシテ常ニ內務省ハノ獄務顧問タル  
 潤ナラス、或ハ歐米諸大家ノ所見ヲ考證シテ立論ノ根據ヲ固メ或ハ本邦內務省ノ指令通牒若クハ當局者  
 ノ意見等ヲ參酌シテ實例及立論法ノ精神ノアル所ヲ闡明シ、尙クモ本邦監獄ニ關ル要項ハ細大、網羅  
 シテ亦々餘蘊ナシ、故ニ各地方獄務講習所等ニ於テ參考書教科書トシテ最モ適當ナルヘキノ長著書ナリ  
 ト信ス若シ夫レ議論ノ該博痛快ナル、行文ノ流暢明晰ナル、叙次体裁ノ完整秀美ナルカ如キハ一讀ノ  
 上讀者ノ判定セラル、所ニ任カス

### 再版 監獄費國庫支辨論

完 (定價金八錢 全國無遞送料)

### 再版 獨逸監獄管理法

完 (定價金四拾五錢)

司法次官清浦奎吾君序文 宇川盛三郎君序文  
 小河滋次郎君反譯

靜岡縣知事小松原英太郎君序文  
 內務省參事官兼法制局參事官文學士都筑馨六君序文  
 靜岡縣書記官文學士久米金彌君序文  
 內務省警保局監獄課長小河滋次郎君著

○看守必携 ○獄務提要 ○完

○豫約法

○製本 一本文上等日本紙 表紙クローズ金字入

○定價 一部金五拾錢

○一府縣內看守押丁 一部金貳拾四錢

○諸君全員購讀

○運送費 本會支辨

上記ノ割引ハ官署、典獄、書記、看守長本會會費取纏主任ノ諸君ヨリ一總メ申込ミノ分ニ限ル

靜岡縣知事小松原英太郎君題字  
 宮城集治監典獄八木秀太郎君序文  
 宮城集治監書記山崎徳義君序文  
 宮城集治監教誨師藤吉習教君著

○監內掲二條目辯解 ○完

(定價金拾五錢 部數ニ依割引アリ)

○送金

全員購讀ノ向ハ着本其月ヨリ向四ヶ月(一ヶ月金六錢)割拂込ヲ諾ス。送金ノ節ハ郵便又ハ銀行爲換トシテ本部宛送付セラレヌシ。運便ヲ以テ送金セラシ。宮城縣管内餘賃ヲ加ヘラレヌシ。宮城縣管内餘約員ニ限リ仙臺市大町書林木村文助ヘ向テ送金セラレヌシ。申込ノ順序ヲ以テ郵便、瀛車、瀛船便ノ内册數及土地ノ便否ヲ圖リ極メテ速達ヲ期スヘシ

○發送

監獄學雜誌第三卷第十五號

論 說

● 巡回所見雜記第三

岳 洋 生

戒護吏員勤務配置の方法の適否ハ檢束紀律の張弛に關すること最も重大なり必ずしも吏員の多きを要せず若し方法、宜しきを得ハ割合に少數の吏員を以て能く嚴實なる檢束紀律を勵行するを得へし、此點に就てハ最も當局者諸氏の注意を請ハんと欲する所にして實歴する所、當局者諸氏に於ても亦た大に此點に苦心焦慮せらるゝ所あるものゝ如し然れども意、切にして實、未だ擧らず、尙ほ舊慣に拘泥して晝夜兩分の勤務法すら之を斷行せざるものあり而して其斷行し能はずと云ふの理由を聞くに曰く吏員足らず曰く吏員を勞疲せしむること反て劇甚なり曰く吏員の家族生活を害するの恐れあり曰く吏員の遠隔地に居住する者多きか爲めに晝夜交代の方法を實行するに便ならずと、一應にして之を聞けハ或ハ道理あるか如くなりと雖も然かも是れ未だ一時多少の困難を排斥して斷行を敢てするの勇氣なき者の口實的言辭に過ぎざるものなりと認めざるを得ず、晝夜兩分の勤務法は成るべく少數の吏員を以て然かも成るべく多く勞疲せしめずして其職務に服せしめんか爲めに之を設けたるものなるか故に吏員足らされハこそ之を行ふなれ、勞疲劇甚な

るを以て成るべく緩和せしめんと欲すれど、之を行ふなれ、吏員足り勞疲少けれ、殆んど之を行ふの必要なしと謂ふも可なり、吏員不足勞疲劇甚と云ふか、如きハ畜たに不能の理由となすに足らざるのみならず、反て益々急に不可不行の必要理由として見るべきなり、二十四時間若くハ三十六時交代の方法を果して如何なる餘地ありてか能く少數の吏員をして適實且つ勞疲少くして勤務に従事せしむるを得べきや、晝夜交代の勤務法ハ何か故に多數の吏員を要し且つ割合に多くの勞疲を感じせしめざるを得ざるべきか是等の問題に就てハ一も甘服すべき答辨を得ること能はざりしのみならず偶ま以て放漫なる紀律に安んじて檢束紀律の勵行を欠くの實況あるを知り一層、晝夜勤務の方法を斷行するの急切なるを認知せり、又彼の家族的生活を害すへしと云ふの點ハ此勤務法を不便となす所の最も勢力ある理由なるか如しと雖も是れ亦一時の荷安に局して將來、反て大なる便利を家族的生活の上にも收得し與ふべきことを願みざるものなりと謂はざるを得ず凡そ物、舊慣を改むるの際に於てハ必らず多少の不便あるを免れざるは自然の數なりと雖も之を改むること其宜しきに適ひ之れに慣るゝこと其久しきに涉るときハ終に復た些との不便をも感せざるに至るべきなり、「看守をして其家族的生活を害するか如き勤務に従事せしむるか如きことある勿れ」とハ看守勤務法の開卷第一に論出しある所にして彼の晝勤夜勤の法の如きハ實に此旨趣を貫徹せしめんか爲めに編み出したるものありとす、されハ此方法にして反て家族的生活を害すと云ふか如き恐れハ萬々得て之れあるへからざることを謂はざるを得ず況んや半月若くハ一個月を以て一部づゝ交代して夜警に従事せしめんと欲するに於てを況んや斯くの如くにして成るべく多くの半日又ハ全日休暇を融通し得べき

に於てをや且つ都合に依りてハ夜勤者をして晝間、一時乃至二時間、補勤せしめ其間、晝勤者の幾分を交代休憩せしむると亦便宜なるべきなり畢竟するに晝夜交代の勤務法を實行せんとならハ先づ戒護吏員をして其從來の慣習を改め且つ公務と家事の係累とハ相兩立し難きを了知せしめ、係累を擲ち公務に契合したる家族的生活の範圍内に於て安息すべき覺悟を有せしめずんばあるへからず晝間の社交上、奔走するの必要ありて休眠を得ず、夜間亦た掩滞せる家累を處理するか爲めに幾數時間を費さざるを得ず詮する所、繁勞を慰するの時間は甚だ短く到底十分に新鋭なる氣力を養ひ活潑なる健康を蘇せしむること能はざると云ふか如きハ蓋し獄務と云へる一種格段なる公務に従事するの身を以て依然之れに契合せざる從來の身事上の關係を改めざるを以てなり、私事と公務と相兩立する能はずと云ふハ即ち此事にして是を以て法を難するの理由となすにハ足らざるなり但其慣るゝと久しきに涉るときは知らず識らずの間、必要に迫られつゝ、左まて大なる困難を感ずることなくして終に從來の生活的關係を一變し反て圓滿なる便利と快樂とを保有し得るに至るべきなり、公事と私事の關係及比格段なる職務の一身上に對して如何の關係を有するやハ戒護吏員を任命するの前に於て豫め服膺せしめ置かざるべからざること勿論なりと雖も急に從來の生活法を改めんこと亦困難の事情なきに非ざるべきを以て或ハ新任者をして最初四五ヶ月の間ハ或ハ便宜專ら夜勤に従事せしむることまた此の公務に契合したる家族生活に慣れしむる所以のものなりと信ず。又彼の居住遠隔の論點の如きハ誠に取るに足らざるの口實たるに過ぎずして故セーハッハ氏既に之を辨駁せり曰く「苟くも監獄官吏たる者ハ監獄の近傍に居住するの義務を有す遠隔居住は即ち此義務を履行せざるな

り是れ豈當局者の看過すへきことならんや況んや之れか爲めに完全なる勤務法を實行し能はずと云ふに於てをや、宜しく遠隔居住者をして強制しても之を監署の近傍若干町以内の地に移住せしむること必要なり云々」と若し移住し能はざる事情あるが如き所の者の宜しく戒護官吏に適格なる資格を有せざる者として速かに免職處分を斷行すへきのみ公務の前に私事を見ず一時、多少の困難ハ之れあるへきも公務の爲めに當局者たる者須らく幾多の困難を排斥し纏綿せる幾百千の情實を打破するの勇氣なくんハあるへからず、余か今回巡視したる各地方に就て調査したる所に據て之を見るに晝夜勤を實行しある所と然らざる所とは其間に於て著るしく戒護紀律張弛の差異あるもの如く且つ其未た之を實行せざる所に在てハ看守押丁の欠勤する者非常に多く(因みに曰く欠勤者の割合最も少かりしハ大坂なり)又懲罰事件の大部分を占むる者ハ睡眠にして、甚しきハ戒護者睡眠の爲めに囚徒を逃走せしむるに至りたる某々監獄の如き果して未だ尙は從來の勤務法を改めざる所にてありき(尤も或る相應に大なる支署に在つては従前の勤務法を施行しつゝあるにも拘はらず懲罰事項の概して非常に僅小なる中に就て殊に睡眠事件の如きハ殆んど一も之を見出すこと能はざりき是れ果して其事實なきか爲めに之を罰せざるか、或ハ事實あるも之を不問に付するか爲めなるか將た監督放漫にして之を發見する能はざるか爲めなるか、余は是等の疑問に就てハ固とより實際の狀況を探索して自ら判斷を下すより外あらざれども唯だ此監獄に於ては出勤時間に後れたる者の如きハ凡へて之を不問に付するの例なりと當局者の明言したる所に就て之を察すれば前記の疑點ハ必ずしも深く探求せずして自ら釋然たるを得るもの、如し)睡眠を來たすの原因、果して何くにある、是れ豈に二

十四時間又は三十六時間交代勤務法の不適當なる好證左なるに非ずや睡眠を催ふるか如き腐敗せる精神不活潑の身体なる所の者、幾百の衆あるも毫も以て多となすに足らず、戒護官吏其人ハ夫れ或ハ之を便として安んずることもあるへしと雖も嚴正なる檢束紀律は決して之を寛假せざるなり、余ハ賢明なる當局者諸氏に向て復た多言せず、諸氏は既に之を知らん晝夜分勤の方法ハ故ゼーバツハ氏の持論にして常に之れが實行を切望して止まざりしを又其利害得失ハ本年四月内務省に於て開かれたる典獄協議會に於て之を審議し終に大多數を以て可認せらるゝを見るに至りたるを且つ内務省の方針も亦た成るへく(或ハ斷じてならん歟)之を實行せしめんと欲するに在りと聞く當局者宜しく三思する所ありて可なり

鄙見に依れハ二百名以上の在監人を有する所の監獄に在つてハ構造其他の關係を省察して便宜分て數區となし各區受持主任の看守を專定し名けて之を受持看守と稱し其受持部内に於ける囚徒の行狀、清潔、情願、申告等及び監房工場其他の營造物構造上の整否に關する事項を處理せしめ其處理したる所の事項ハ備品、衣類、情願、診察行狀等格段なる帳簿を有するもの、外凡て之を受持報告簿の中に記入せしむること、なし又兼て晝間、監房内に在る所の當病又は處罰囚の戒護に任せしむるも可なり要するに受持看守ハ上官に對し第一の責任を以て其受持部内に戒護及び之に附屬したる諸般事項の整秩を確保すへき者なるか故に看守中最も老練熟達なる者を撰んで之に任し彼の現に各地方に於て實行しある所の監督補助と稱するか如き者に與へたる所の權限移して以て之を受持看守に附與すへし且又一般の戒護吏員をして帳簿其他書類的事務に従事せしむるの範圍ハ成るへく狭く之を制限せざるへからざるを以て若し受持看守(其人員ハ構造の便

否、在監人の多少等に依り各監相同しきを得ざること勿論なりと雖も大体、必要を程度として之を置き寧ろ少きに過ぐるも多きに失せざるの注意あるを要す。あるものを置いて専ら之れに管掌せしむるときは依て以て一般の戒護吏員の是れ迄取扱ひ來りたる所の雜務を省略し之をして一層、直接戒護の勤務に専らならしむるを得べく加之責任の歸する所を綜括し大に以て競争的檢束紀律の振張を期待するを得べきなり此他尙ほ予の考案する所に據れハ彼の多くの地方に於て實見する所の戒護吏員をして備員同様の普通管理事務に専任せしむるの事は斷然（幾多の不便ハ之れあるべきも）之を廢止するの方針を取り其の萬止むを得ざるの事務ハ受持看守をして之を管掌せしむること、なす亦た一の便宜たるべきなり、今左に受持看守分掌事項の梗概を擧げて當局者の參考に供す

(一) 囚徒の行狀に關し其視察に係ること及び各擔當の看守押丁より口頭又は書面に依て報告し來りたることを審査して之を行狀視察簿に記入する事

(二) 受持區に於ける囚徒構造等の上に關し凡へて檢束紀律の嚴重に執行せられあることの責に任する事

(三) 監房備品帳簿、衣類授受簿、轉房簿、情願簿、診察簿、書信簿、受持報告簿、裁判出廷簿等を主管する事

(四) 晝間、監房内に在る所の獨居囚、當病囚、懲罰囚等の戒護に任する事

(五) 受持部内の工場監房等を巡回視察する事(各擔當看守の勤務をハ兼て監督せしむるも可なり)

(六) 受持部内に生じたる所の事故ハ細大凡べて受持報告簿に之を記入し(事の重要なるもの又ハ迅速を

要するものハ此限りに非ず晝夜勤務の交代終りたる後に於て之を上官の檢閲に供し且つ口頭を以て其大略を報告すべきこと

現今各地方に於て慣行しある所の看守長代理又ハ監督看守と稱し汎然唯々看守長の事務を助勤せしむるか如き所のものハ徒らに一の格段なる階級を作て看守長の勤務に便利せしむる所あるに止まり其實効に至てハ意外に少きを免れざるもの、如し故に寧ろ之を全廢して受持看守の制を代用するに如かず、予ハ切に當局者の贊成を得んことを希望す

(以下次號)

● 徒刑獄ノ假出獄ニ就テ所思ヲ陳フ

上 田 定 次 郎

徒刑ハ無期有期ヲ分マス島地ニ發遣シ定役ニ服ストハ我刑法第十七條ノ規定ニシテ苟クモ重罪ノ徒刑ニ處セラレタル男囚人其無期ナルト有期ナルトヲ問ハス島地ニ於テ刑ヲ執行セサルヘカラス然レモ從來他ノ法律規則ニ於テ何レノ島嶼ヲ以テ刑法上ノ島地ト爲スヘシトノ規定ナシ故ヲ以テ實際ニ於テハ該條ノ明文モ徒法空文トシテ殆ント實施セラレサルモノ、如シ何トナレハ我日本全國モ其自体ニ於テ東洋ニ地位ヲ占ムル一個ノ島地ニ過キサレハ何レヲ以テ内地トシ何レヲ島地トスヘキヤハ特ニ他ノ法律規則ヲ以テ指稱セラレサル以上ハ本條ノ島地トハ何レヲ指示セルモノナルヤチ知悉スルヲ得サルヘケレハナリ然レモ從來ノ經驗ニ依レハ北海道ヲ以テ島地ト看做サル、モノ、如シ其故如何トナレハ全道ノ地タルヤ新創未墾ノ沃野ニシテ人口稀少フルニ荒茫千里將來拓地殖民ノ地ニ適スルヲ以テ人口ノ増殖ヲ圖リ良民ノ移住ヲ誘導スル

ノ端緒ヲ開カン爲メ全道ニ於ケル道路ノ開鑿其他未墾地ヲ開拓スル等國家事業ヲシテ進捗セシムルノ急務ナルヨリ政府ニ於テハ囚徒ヲ移送シ是等ノ業ヲ採ラシムルノ目的ヲ以テ明治十四五年頃同道ニ集治監獄ナルモノヲ新設セラレ徒刑囚ヲ此地ニ移シ刑ヲ執行シ來レルヲ以テ世人多ク今日迄ハ殆ント北海道ヲ目シテ刑法上ノ島地ナリトノ感想ヲ抱ケリ政府モ亦爾カク思惟シ來レルモノ、如シ然レ昨々増獲スル徒刑囚ヲ盡ク北海道ニ移植センコトハ國家經濟ノ上ヨリ將タ向來良民ニシテ移住ヲ計ルノ上ヨリ觀ルモ策ノ得タルモノト云フヘカラス尙之ヲ換言スレバ年々増加シ來ル徒刑囚ヲシテ北海道ニ移送センコトハ將來北門ノ鎖鑰トモ云フヘキ軍備上ノ關係ヨリスルモ最モ懸念ヲ要スヘキ點ト云フヘシ故ニ明治十六年以後政府ハ漸次北海道集治監ノ外東京宮城三池等ニ集治監獄ヲ置キ刑法第十七條ニ云フ所ノ徒刑ノ囚徒ヲ拘禁シ且行刑スルトコロトナセリ依是觀之モ第十七條ニアル島地トハ未タ曾テ指定セラレタル島嶼トテ之レナク全國皆島地タルノ大體ヨリ觀察スルモ島地トハ寧ロ北海道ヲ指スヨリハ却テ小笠原島、伊豆七島其他佐渡隱岐等ノ諸島嶼ヲ意味スル義ナルヘシトハ普通ノ解釋上然ラシムル所ト云フヘシ然ルニ是等ノ諸島嶼ニ囚徒ヲ發遣セシコトナキノミナラス斯ル議アリタリトハ未タ曾テ耳ニセサル所ナリ亦以テ刑法上ノ島地モ唯空文ニ失セルコト知ルヘキノミ

又我刑法ハ其第五十四條ニ徒刑囚ノ假出獄ヲ規定シテ曰ク徒刑ノ囚ハ假出獄ヲ許サル、ト雖モ仍ホ嶋地ニ居住セシムト是レ疑モナク徒刑囚ハ假出獄ヲ許サレタル後ト雖モ尙ホ行刑地即チ島地ニ居住セサルヘカラストノ義ニシテ之ヲ詳說スレハ徒刑囚ニシテ假出獄ヲ得タルモノハ永遠ニ嶋地ニ居住セサルヘカラスシテ却テ假出獄ヲ許サレスシテ刑期滿限ノ者ハ其居住地ニ就テハ何等ノ制限アルコトナシ此ニ至ツテ彼是理義ノ相通セサル感ナキ能ハス何トナレハ獄則ヲ謹守シ悔改ノ狀顯著ナルヨリ假出獄ノ恩典ニ浴スル者ハ第五十四條ニ由リ居住ノ自由ヲ制限セラレ却テ此恩典ニ浴スル能ハスシテ刑期ノ滿限ニ至ル迄監獄ニ餘義ナクサレシ放免者ニ在リテハ何等ノ制限モナク住居ノ自由ヲ有スルト云フニ至リ彼是相矛盾スルヲ免レヌ又一步ヲ進メテ論ヘンニ徒刑囚ニ對スル假出獄ノ規定第五十四條ニ就テ目下當局者ノ間ニ左ノ疑問ヲ生セリト徒刑ニ處セラレタル囚徒ハ第十七條ニ依リ島地ニ發遣セサルヘカラス然ルニ實際ニ於テハ前述ノ如ク北海道集治監ヲ除クノ外(假リニ北海道ヲ以テ島地トスレハ)東京宮城三池等ノ各集治監ニ於テ行刑中ノ者ニシテ第五十三條ニ依リ假出獄ヲ許可スヘキモノアリトスルモ徒刑囚ハ第五十四條ニ依リ假出獄後ト雖モ島地ニ居住セシメサルヘカラス性質ノモノナレハ此者ヲシテ特更ニ北海道ニ移住セシメサルヘカラス故ヲ以テ暫ラク之ヲ不問ニ措クノ外ナシト

予輩局外者ハ斯ル說ノアルヤナキヤハ確知セサレトモ果シテ我カ當局者ノ間ニ右ノ如キ疑點ノアリトセハ予輩ハ是等ノ當局者ハ實ニ膠柱鼓瑟ノ謗リヲ免カル、能ハサルヘシト斷言セント欲ス何トナレハ斯ノ如キ說ヲナスモノハ刑法第十七條ハ之ヲ曖昧模糊ノ間ニ解釋シ去リ同一刑法中專ラ第五十四條ニ拘泥シテ之ヲ強解セントスル者ト云フヘシ予輩ハ是等當局者ニ忠告セント欲ス第五十四條ハ第十七條ノ結果ノ場合ヲ規定シタルモノニシテ第十七條ノ明文ヲ實施セスシテ第五十四條ノ執行ヲ望ムヘカラスナルナリ抑モ第五十四條ハ徒刑囚ノ島地ニ發遣サレタル者ニシテ假出獄ヲ許サレタル場合ニ在テハ出獄後尙島地ニ居住セシメサル



ヘカラスト云フニ過キスシテ第十七條ノ規定ヲ實際ニ施行スル能ハサルモノニ就テ何ノスレソ第五十四條ノ制限ヲ置クヲ得サランヤ是レ前述ノ如ク種々ノ障碍アルヘケレハナリ然ルニモ拘ハラステ刑ノ假出獄者ニハ第五十四條ノ制限ヲ嚴守セサルヘカラスト云ハ、予輩ハ我當局者即チ行刑監督者タル内務大臣ニ反問セント欲ス當局大臣ハ何カ故ニ刑法第十七條ノ規定ニ違背シ東京宮城三池等ノ各集治監ニ於テ徒刑ノ囚徒ヲ行刑セシヤ又立法者ハ何故ニ刑法ニ云フ所ノ島地ヲ指定セサリシヤト茲ニ至ツテ之ニ答フルニ行政上ノ便宜ニ出テタリト云フノ外他ニ辭ナカルヘシト信ス行政上ノ便宜尙恕スヘシ然レモ單ニ行政上ノ便宜ヲ以テ内地ニ於テ集禁セラレシ徒刑ノ囚ハ假出獄ノ恩惠ヲ得ル能ハス又此恩典ニ浴スルコトヲ得ルトスルモ第五十四條ニ依リ島地(假ヘハ北海道ノ如キ)ニ移住セサルヘカラストセハ折角假出獄ノ恩惠モ却テ父祖墳墓ノ地ヲ辭シ遠ク異域ニ生息セサルヘカラサルノ不幸ノ地ニ沈淪シ此恩典ヲ得サルノ勝サレルニ如カサルヘシト思惟スルニ至リ自暴自棄ニ陥リ法律ノ恩惠ニ出テタル假出獄モ徒刑囚ニ對シテハ畫餅ニ屬セントス豈ニ斯ル理由アルヘカラサルナリ故チ以テ予輩ハ徒刑囚ノ假出獄ニ就テモ勿論第五十三條ノ條件ニシテ具備スルトキハ其第五十四條ノ規定ニ拘ハラステ行刑地ノ何レタルチ區別スルチ待マス内地ニ集禁スルモノニ對シテハ居住ノ自由ヲ制限スルコトナク他ノ重輕罪ト同一ニ之ヲ許可スルチ以テ正當ナリト思考ス故チ以テ刑法第十七條及第五十四條ハ早晚之レカ改正ヲ觀ルナルヘシト信ス現ニ第一期帝國議會ニ提出セラレタル刑法改正案ニ由レハ徒流刑囚ノ行政地チ區別スルコトナク從テ第五十四條ノ規定モ之ヲ削除セラレタルト聞ク是レ實ニ至當ト云フヘキナリ亦タ況ンヤ帝國憲法ハ居住及移轉ノ自由ヲ確保スルニ於テチヤ併從來

# 蒼海一滴

## ●作業に就て

先生曰く作業は行刑上、要件の一に屬するものなるにも拘はらず其旨義に於て動もすれば明亮を欠き且つ之を執行する方法に就き往々人をして甲是乙非の間に彷徨するの感あらしむるものなきに非ず幸に之れに關する貴下の高見を聞くことを得ん

スタルケ氏曰く謹んで命を聞く抑も監獄の作業に就ては、行刑及經濟の二點に注目し併せて又個人と社會國家との關係をも討査することを要す昔者監獄に於ける作業其物の價直ウエトに注意すること甚だ冷淡にして作業を囚徒に課す所以の旨趣も亦た頗ぶる舛駁慘酷たるを免れず然るに近來ハ作業の勞力は國民の資本なりと謂ふの旨義漸く一般の承認する所となり此の資本を空くせざること即ち監獄作業の主たる理由として解明するを得るに至れり。監獄の作業は生産的有益の事業にして且つ囚徒をして希望の快樂を以て喜んで之れに従事せしめ得るものなるを要す蓋し國家は之れに據て犯罪の爲め蒙りたる損害の幾分を償贖し尙は將來

に於て蒙むるべき損害の幾分を減却し（消極的）併せて徒食無業の幾多の罪囚をして有業力食の民たらしめ大に以て國家富強の基礎を鞏固ならしめんと（積極的）欲すれはなり（尤も作業に由て犯罪より生じたる所の損害を賠償せしむへしと云ふことは必らずしも重なる理由となはずへからず何んとなれは若し之を以て重なる理由となすときハ損害を償了し得るまでの間ハ何時までも囚徒をして監獄に服役せしめざるへからずとの不都合なる論結を見るに至るべきを以てなり。生産的作業に反對するもの之を空役と稱す彼の鐵丸を運搬し空車を運轉するか如き不生産的労働即ち是れなり空役ハ労働自然の價値を否認したるものにして其の今世監獄作業の旨趣に適せざるを論を俟たず英國に於てハ今尚ほ往々之を執行するものありと雖も追々其適用の範圍を狹縮し今日に於てハ先づ殆んど城塞刑のみに限れるもの、如し（屬領地の監獄は格別なり）

作業の利得ハ國家之を享有するを當然とす、蓋し刑罰權を掌握するものハ即ち國家にして作業は刑罰權活動上の現象に屬するものなるを以てなり而して國家ハ其享有したる所の利得を以て一ハ以て之を監獄の費用に充て一は以て之を囚人自治の資に供す但し其の之を囚人に給與するハ囚人より恩惠的に出づるものなりとす

作業ハ罪囚の利益を計るが爲めにも亦た之を課するものなりと雖も然かも罪囚をして常に汝は汝の爲めに労働するにあらずして犯罪自然の結果として國家の爲めに労働するものなりとの觀念を懐かしめずんばあるへからず是れ即ち監獄作業の普通職業に異なるの要點にして行刑的の性質、是に於て平始めて見るべきなり是を以て規定の時間規定の科程其他凡べて紀律の命する所の事項ハ一步も假借する所なく之を強行し皆だに囚人をして怠慢に陟り安逸に流るゝことあるを許さざるのみならず起居動靜一も自由の意思に放任するを許さず苟くも違ふ者あれば輒ち之を責罰し或ハ食料を減じ或ハ工錢を剝奪す

監獄の紀律及利益に反せざるものなる以上ハ如何なる種類の作業を撰ぶも敢て差支へあらざるなり但其の危険なるもの又ハ健康に害ある所のものハ如何なる事情あるに論なく斷然之を拒絶することを要す尤も間接的、幾分か健康を害するの恐れある所の作業の如きは出來得べき相當の保護を與ふる以上は之を施行するも強ひて妨げあらざるなり

古へハ唯だ長期囚のみに對して作業を課し短期囚に就てハ多くハ之を課せざるの慣例ありき餘弊今に至て尙ほ未だ減了せず、往々短期囚をして空しく監獄に徒食せしむるもの我が普國に於ても之を見る不都合の至りなりと謂ふへし

外役ハ絶對的不可なりと謂ふにあらず若し自由刑執行の目的に適すべき設備を全ふし十分、良民との區劃を明確せしむるを得バ即ち可なり然れども這は言ふへくして容易に實行し得べきことに非ず要するに外役は動もすれば行刑の目的を杆格し易すぎ傾向あるものなるを以て萬止むを得ざる場合の外ハ成るべく之を施行せざる注意あるべきなり

國家が行刑上の必要より囚徒をして作業に従事せしむるか爲めに多少、民間の事業に影響を及ぼすか如きことありとするも是ハ敢て深憂となすにハ足らざるなり何となれハ公益と私利とハ往々にして相衝突する

を免れざることを自然の勢にして此場合に於てハ一個人の利益ハ到底、公衆即ち國家の利益に打ち勝つ能ハざるべきを以てなり唯だ夫れ國家が恰かも一個の大資本を有する所の商人の如き体裁にて盛んに賃銀の低廉なる多數の囚徒を使役して或る一種若くて數種の物品を製造し以て市場に販賣するか如きことハ國家の徳義として斷して之を避けずんばあるへからず要するに出來得べき限り移めて民業を害せざるの注意あるべきこと肝要にして實際また措置若し其の宜しきを得ん必ずしも至難の業にハ之れあらざるへしと信ず作業の種類は成るべく國の仕事即ち國家公共的の事業にして直接に各個人民の上に供給若くハ關係せざる所のものを撰擇するを要す故に監獄を始め其他諸官衙需用の物品は成るべく先づ囚徒をして之を製造せしむることハなすべく道路、河川等の改修、工事等の如きも外役とハ言へ或る場合に於てハ監獄作業として最も適當なるものと謂ふべきなり蓋し國家が國家公共的の事業をなすに當り成るべく租税を多費せざるの注意あるべきこと肝要なるを以て囚徒を使役するハ即ち普通人民を使役するものに比し大に經費を節減するの利益あるが故なり従前ハ軍團に於ける靴、被服、食糧其他種々の需用品は成るべく自ら供給するの方針に依り多くは兵卒をして之を製作せしめたるが如き是れ亦た、租税を多費せざらんが爲めの旨趣たるに外ならず而して之れが爲め多少個人的民業の上に影響を及ぼせしが如きことありとするも之を以て民業と競争して其發達を阻害するものといふべからず果して然りとせば監獄作業の如きも亦た其種類の國の仕事に屬するものなる以上ハ如何に之を盛昌ならしむるも之を以て民業と競争するものと非議を容れしむべきにハ非ざるなり然りと雖も唯だ憶むらくは所謂國の仕事なるもの表面限りなき需要あるが如くにして其實往々にして事缺けを感じるの場合少からず例へば道路工事の如きハ必ずしも常に絶へず之れあることには非ずして縦合ひ之れありとするも季節に由り休業を餘義なくせらるるの場合少しとせず又或は軍團所要の物品ハ成るべく監獄に於て之を引受けんことを欲するも軍團と技術の巧拙、調製期限の關係等實際また止むを得ざる種々の都合あるを以て容易に之を承允せざるの傾きなきに非ず縱し又幸にして之を承允することありとするも軍團需要の物品殊に兵靴の如きハ大に普通のものと其製作を異にする所あるを以て囚人出獄後の利益を慮るか爲めにハ時々又轉役を命ぜざるへからざるの事情あり是等諸般の故障あるを以て監獄に於て撰擇する所の作業ハ必ずしも常に國の仕事のみに限るべしとは言ふ能はず唯だ成るべく先づ國の仕事を撰擇し出來得べき廣き範圍に於て之を施行すべしとの注意を與ふる迄の外あらざるなり。

既に前にも言へるが如く監獄作業なるものハ刑罰權執行の必要に基きたるものにして且つ勞力ハ國の資本なること動かすべからざるの定論なるが故に行刑の上より之を言ふも又國家經濟の上より之を言ふも囚人をして生産的收利の事業に従事せしむると實に國家の權利にして又其義務なりと謂ふへし去れハ國家が此權利を行ひ此義務を盡す上に於て避け得られざる自然の結果として多少、民業を害することあるも個人は以て國家に對して故障をなし若くは故障を請求する能ハざるハ勿論なり是ハ獨り監獄が國の仕事爲すときのみ然るに非ず其撰ぶ所の凡べての作業に就て然るなり空しく囚徒を遊食せしむるの結果ハ獨り懲戒の目的を達する能ハざるの不都合あるのみ結局、社會の損害を増し危險を大ならしめ益々重く公共一般の負

擔を高むるに至るべきを考慮せんばあるべからず、之を思へば彼の限りある個人的民業を害するものと其輕重果して如何ぞや

## 講話

### ●西公使の談話筆記

記者一日西公使を其の氷山高臺の私邸に訪ひ獄事上に關する高話を聞かんことを求む時、恰かも歸任の途に上らるゝ數日前の事にして行李匆忙の際あるにも拘はらず快よく記者を其の書齋に延き萬國監獄會議の景況より魯國に於ける監獄現時の實狀等に至るまで諄々二時間餘も説述せらるゝ所あり事々皆斯道に裨益する所あるものに非ざるゝあし今左に記者の記憶に存するもの二三を摘録して讀者の瀏覽に供す尙ほ其の洩れたる所の事項は思ひ出すに從て追々本誌に掲載することを怠らざべし

監獄學雜誌記者識

當時魯國に於て刑法學者殊に監獄學者として最も有名なる者をフナイニツキー氏となす氏は現職大審院檢事副總長にして兼て大學にも關係を有し夙に監獄事業に就て熱心、研鑽する所あり、萬國監獄會議開催の準備に就ては氏の幹旋に係るもの最も多く議場等に於ても氏の議論は各國列席の會員に卓絶して最も好評を博したるものゝ如し、我國提出の議案は同氏の主管せし所にして議場に於ける報告の如きもすへて同氏之を擔當せり、是等の緣故に因り予は殊に親密に同氏と往來し種々其の斬新なる議論、適切なる實驗談を聞き大に獄事上の智見を開發することを得たり、氏は常に我國監獄事業の發達を欽慕し、日出つるの國監獄改良の光輝亦た赫灼たりと贊稱し、希くは進歩したる今日の勢を以て益々大に改良發達し終に我が歐洲諸國をして貴國に則る所あらしむるまでの完善なる模範的の制度を作り出すに至らまむべしと獎勵せり右前半稱贊的の言、之を聞き流しに付すべきも後半獎勵的の言、拳々之を服膺して努力するの覺悟なくんべからず、

歐羅巴人の考へにてハ亞細亞の監獄と云へハ日本も支那も朝鮮印度も皆な同じき様に慘憺暗黒、彼の歐洲中古以前の殺風景なる監獄の如きものなるかに速了する者多く誠に心外なることなりと謂ふへし然るに幸今回の會議にて少しハ我が獄制の實況をも分り且つ展覽會へハ種々奇巧なる製造品などの出品ありたるか爲めに専門家の兎も角、幾多素人の眼にハ案外の進歩なりとの驚感を起さしめしものゝ如く加之報告委員フナイニツキー氏等が非常に我が獄制の進歩を稱揚し「今や監獄改良の光は旭日と共に煙々として我が東隣帝國の天に氣氣たるを見る斯道の爲め快絶事と謂はざるを得ず」など、盛んに吹聴し呉れたるの故を以て一層我が帝國監獄の評判を増し先づ幸にして玉石混淆、支那朝鮮等と同一に見做さるゝの不幸ハ免れ得たるものゝ如し實に「監獄の良否ハ以て文明の消長を卜すべし」と云へることハ大に吾人の注目すべき所にして國交際の最も活潑なる今日に在りては獨り内部に於て汲々として其の完備を計るのみならず尙ほ又進んで之を萬國に表彰し據て以て國威を振張するの一手段となすこと亦た甚だ必要なり故に萬國監獄會議

の如きものあるを幸ひ殊に毎回其の國を異にして開かることにもあれ宜しく之を利用して廣く智識を萬國に求むるの傍ら兼て又完備したる少くも改良進歩に汲々しつゝある所の實況を大に歐洲各文明國の間に表彰するの工夫あるを要す是れ予か頃日來當局者に對し又諸君に向ひ次回の會議に於ては一層、適切な問題(曾て内務省に於ける演説の際にも言ひしか如く前回提出の問題の餘り漠然に過ぎ専門家の間に寧ろ不評判たるを免れざりし)恰好なる出品(是れ亦た同斷にて精巧なる美術品、を出すか如き)餘り感心したることには非ず)を撰ひ且つ是非とも専門家を拔擢して委員となし特に之を派遣すべしと唱説する所以なり。監獄行刑の事の一の至難なる専門科學なるべきこと今更ら言ふまでもなく之れに通曉せざる者にして彼の會議に臨む如何んそ能く利益を己れに收め之を人に傳へ事に施すことを得ん獨り利益を收め得ざるに止まらしめ尙ほ可なり魯國列席委員の間に立ち己れの代表する所の本尊を説明し大なり小なり其の功德のある所を傳法弘通する能はざるを如何んせん萬國監獄會議なるものは退いて監獄の改良を計る上に於て又進んで國威を發揚する上に於て實に屈強なる好器械なりと謂ふべし、斯道熱心なる者ハ云ふに及ばず愛國者たり政治家たる者宜しく此に深く省察する所あるべからず予が此度魯西亞帝國大學の需めに應じ我が帝國各地方監獄に於ける幼年囚遇待の狀況を詳悉せしめんが爲めに警保局を介して其製作品及び居房、教室、工場等の寫眞を徴し其他又二三有名なる監獄の記事圖面等を集めたる所以のものに是れ亦た彼れをして我が進歩せる治獄殊に幼年囚感化法の狀況を知らしめんと欲するの意に外ならず幼年囚感化の事ハ彼れ魯西亞治獄家の最も苦心焦慮する所にして其結果、之を我國等に比すれば頗る完

全ある組織方法を實行し居るもの、如し魯國に於てハ幼年囚の爲め別に一個獨立の監獄を建て、名けて「エミヂュコロニー」移民學校と稱し、少しく目星しき都會の地には必らず其設けあらざるハなく、遇囚の狀況は全く普通の監獄に異る即ち其の組織は所謂家族的にして「チレクトル(典獄)ハ何れも皆な妻君と共に奉職し其の囚徒に對するの關係ハ毫も兩親の兒童に對するものに異らず、教育の傍ら作業を執らしむ、作業ハ農牧を主とし(多くは廣大なる附屬地を有す)兼て裁縫、指物、製靴等二三の手工あり而して其の此に要するの費用はずべて地方費の支辨に係る、「チレクトル」の多くハ一目して老實温厚の村夫子たるを知るべく、狡兒頑童に對する一に恩愛を以て之を御し然かも能く感化し能く懷從せしむ予ハ屢々各地方を旅行して彼の移民學校即ち幼年監をも訪問せり曾て或學校に於て通常の兒童か幼年囚と打混して遊嬉しあるを目撃し怪んで之を「チレクトル」に質す「チレクトル」曰く彼れは我が肉親の愛兒なり郷の怪む所ハ彼れ無垢の幼兒をして狡兒頑童の群に入れしめハ終に其惡感化する所となるを免れざるべしと云ふにあらん然れども是れ杞憂のみ予ハ我が愛兒を愛すると同じく亦た彼の狡童頑兒を愛す、我が配下にある所の彼の狡童頑兒ハ我が愛兒の無垢なるか故に清淨潔白なるを信ず、少くも我が無垢なる愛兒をして其の無垢なるか如くに彼の狡童頑兒をも無垢なる者に善感化せしむるを信じて疑はずと謂へり我が怪む所果して犯憂なるべきか將た果して「チレクトル」の謂ふか如くなるを得べきものなるか是れ予の未だ驟かに信ずること能はざる所なれども兎に角、其家族的感化に熱心なる一例として見るべきなり又其の如何に家族的和氣霽々の間に感化を施しつゝあるやの一例を擧ぐれば予等參觀者の臨場することある際に當り「チレクトル」ハ幼年囚に對し「坊よ彼所の

林檎の樹に登つてよく熟したのを一つ採つて来て御馳走せよ」と云ふか如き又ハ「餘所の叔父さんが入ら  
 したつたから何か一つ読んで聞かせ」と云ふか如き而して嬉々一個の林檎を採り來り朗々一句の文章を讀  
 み去るときハ「アレクトル」ハ輒ち參觀者に向て「此林檎ハ此小供等の丹精でこんなによく熟したのであ  
 りまする私も時々馳走になります貴君も一ツ召し上かつて下さいまし」と云ひ又「是れハ始めて昨日教へ  
 たのでありますか中々精出して勉強するのでこんなになく覺へて居りますこれで今にどんなむづかし  
 い本でも獨りで讀めるよふになりませう」と云ひ或ハチダて或ハ勵ます、緩急の妙實に言外の間に存する  
 を見る  
 (以下次號)

## 海外通信

前略爾來當國に於ける獄事上の狀況、時々通信  
 可致に就てハ先づ本誌の讀者をして近世に於け  
 る獨逸及奧地利監獄制度沿革の概要を知らしむ  
 ること必要と存候に付別紙起稿の上、今便にハ  
 先づ是れ丈け送呈仕候拜具

### ●近世ニ於ケル獨逸監獄制度

#### 沿革ノ大要

信 山 生

今ヲ去ル三十年前即チ千八百六十三年前後ニ於ケル  
 獨逸監獄改良ノ有様ヲ見ルニ我國今日ノ狀況ト相類  
 似スル所少カラス余ハ茲ニ前期ノ末葉及今世期ノ  
 初メニ溯リ獨逸兩國監獄制度理論的及實地的沿革ノ  
 大要ヲ記シ以テ諸君ノ參考ニ供セントス  
 獨逸及奧地利ニ於テ監獄協會ノ設立セラレタルハ實  
 ニ千八百六十三年ニシテ當時ブルツハザール分房監  
 獄ノ典獄南獨逸諸邦ノ司獄官ヲ以テ監獄協會ヲ組織  
 シ以テ監獄ノ改良ヲ謀ラントシ南獨逸諸邦ノ司獄官  
 ナスツトガルトニ會シ將來時期ヲ定メ會議ヲ開キ  
 南獨逸行刑法ニ一定ノ標準ヲ設ケンコトヲ發議シ參

會者ノ賛成ヲ得第一ノ定期會ヲ千八百六十四年ブル  
 ツハザールニ開設スルコトニ決議シ南獨逸政府モ大ニ  
 此舉ヲ賛助シ即チ千八百六十四年五月ブルツハザール  
 ニ於テ會開セシメタリ本會ニ臨席シタル者ハバイ  
 エルン、ウエルテンベルヒ、バーデン、ヘッセン、  
 ナスサウ諸邦ノ司獄官及監督官廳ノ官吏ニシテ其數  
 非常ニ多ク加之ナラス普國及シユワイツノ如キハ特  
 ニ吏員ヲ差遣シ會議ニ列セシメタリ諸君モ了知セラ  
 ル、如ク嘗テ獨逸諸邦ニ於テハ各固有ノ刑法行ハレ  
 其規定スル所モ各區々ニシテ行刑法ノ如キモ亦其主  
 義ヲ異ニシ四人ノ數最モ僅少ナル小國ニ在テハ財政  
 上ノ便宜ヨリ特ニ監獄ヲ設クルナク自國ノ裁判權ヲ  
 以テ宣告シタル刑ノ執行ヲ實際親密ナル隣國ニ委任  
 シ來リシモ各同盟國間ノ交通頻繁トナリ其區々ニ涉  
 レルノ點著シク人目ニ觸ル、ニ及ンテ公平ハ法ノ等  
 一ニアラスンハ達スヘカラストノ議論熾ニ行ハル然  
 リト雖モ刑法ノ改正ハ容易ノ業ニアラス暫ク之ヲ措  
 キ先ツ目的ヲシテ達シ易ラシムルモノ即チ各邦刑ノ  
 執行法ヲ均一トナシ漸次刑法ノ改正ニ及サントノ方  
 針ヲ採リタリ此時ニ當テ南獨逸監獄協會ノ創設アリ  
 能ク時ノ必要ニ投シ社會一般ノ贊稱ヲ得名譽ヲ博シ

タル此右ニ出ツルモノアラサリシ  
 此協會ノ第一回會議ノ如キハ南獨逸諸邦ノ司獄官協  
 會會議ト云フヨリモ寧ロ全獨逸司獄官協會會議ト云  
 フヘキモノナリシ埃國ノ如キモブルツハザール協會  
 會議ノ好結果ヲ聞キ直チニ之ニ同盟加入シ爾來今日  
 ニ至ル協會ノ良友トシ協力スルニ至リタリ南獨逸監  
 獄協會ハ創立ト同時ニ非常ニ活潑ナル運動ヲ爲シ  
 ホルワエンドルフ、ワールベルヒ及ベルチル等ノ諸  
 大家俱ニ本會ノ爲メニ周旋シ外國ノ協會ト聯絡ヲ通  
 シ其範圍ヲ擴張シ當時本會ニ於テ議決シタル事項ハ  
 悉ク政府及議會ノ稱賛スル處トナリシ此ノ如クシテ  
 獨逸兩國ニ於ケル監獄制度ニ偉大ノ進歩發達ヲ與ヘ  
 マルハ蓋シ南獨逸監獄協會ノ力ト謂フヘシ本會最良  
 ノ機關ハ監獄學雜誌ナリ樞密院參事官エト  
 ツケル氏ハ本會ノ會長トナリ機關雜誌ヲ監督發行シ  
 大ニ世人ノ注意ヲ喚起シタリ此機關雜誌ニ載スル所  
 ノモノハ獄制改良上極テ有益ナル記事ノミニシテ尙  
 既ニ實施シタル監獄ノ改革及將來施行セントスル方  
 法ニ關スル材料モ夥多蒐集シアリテ容易ニ記載シ盡  
 ス能ハサルモノ、如シ  
 今日ノ獨逸監獄制度ニ依リ自由刑ト稱スルモノハ罪

ヲ知テ其人ヲ知ラサル時代ノ体刑及生命刑ノ變體ト  
 云フヘキモノニシテ人權及各個人ノ自由ヲ尊重シ社  
 會平等ノ議論囂々世間ニ行ハレ國權ハ犯罪消滅ノ爲  
 メ其人ヲ滅スヘキモノニアラス故ニ國家ノ刑罰權ハ  
 各個人ノ自由ト公權ヲ剝脫スルヨリ以外ニ及ホスヘ  
 キモノニアラス性質上ヨリ論スレハ今日ノ自由刑ハ  
 往時ノ身体刑ヨリ漸次進化シ來リタルモノニ外ナラ  
 ス昔時ハ自由及公權ヲ剝奪スルノ外犯罪者ニ對シ刑  
 罰ノ如何ナルモノナルヤヲ知ラシメンカ爲メ痛苦ヲ  
 與ヘンコトニ務メタリ此ノ如キ時代ハ久シキ間ニ  
 犯人監門ヲ入ルニ當テ一種特別ノ衣類ヲ被ラシメ答  
 杖ヲ加ヘ以テ之ヲ放免シ亦獄則違反者ニ對シテモ鞭  
 答ヲ加ヘ或ハ刑期間鏈鎖及錢丸ヲ施シ又ハ暗室減食  
 ニ處シ反則ノ行爲ヲ懲戒シタリ當時司法官ハ自己ノ  
 認定宣告シタル刑ノ何レノ場所ニ於テ如何ナル方法  
 ニ依リ執行セラル、ヤ更ニ意ニ介スルナク刑ヲ宣告  
 シタルトキハ既ニ我職務ハ終リタルモノ、如ク思慮  
 シ刑ノ執行ハ全然之ヲ他ニ放任シ体刑及生命刑ノ如  
 何ヲ知ラス從テ法律ノ適用モ粗漏ニ流レ遂ニ其本旨  
 ヲ誤解スルニ至リタリ若シ刑法ヲ設定シタル司法官  
 ニシテ法文ノ實効ヲ奏セントニ注意シ行刑所即チ監

獄ノ爲メニ盡サ、ルヘカラサルノ義務アルヲ了知  
 シタルニ於テハ能ク立法者ノ精神ニ適スル自由刑ノ  
 執行所ヲ設ケンテニ務メタルヤ必セリ又司法官ニシ  
 テ不良ノ子ヲ匡正改悟セシメントスルニ當リ尙一層  
 不良ノ子ト共ニ一暗室ニ置カントスルカ如キ父タル  
 ナ欲セサリシナランニハ雜居制ノ監獄ヲ設クルカ如  
 キトナカリシヤ毫モ疑アラサルナリ困難ノ場合ニ際  
 シテハ警察ハ恩惠ノ意ヲ以テ留置場ヲ行刑所トナシ  
 終ニ變シテ之ヲ監獄トナスノ有様ナリシ此ノ如キハ  
 立法及司法部ニ於テ毫モ意ヲ用ヒサリシニ起因シタ  
 ルモノニシテ司法部ノ誤謬益々弊害ヲ醸シ刑法モ死  
 文徒法ニ屬シ行刑ノ目的ヲ達スル能ハス兩者トモ大  
 ニ社會ニ信用ヲ失シタリ建築ノ如キモ行刑ニ適スル  
 者ナク雨露ヲ凌フヲ得ルノ建物ハ監獄トシテ適當ナ  
 ル者ノ如ク思考シ完全ナル建物ヲ建設スルトナカリ  
 シ然ルニ輕罪犯ニ自由刑ヲ適用スルノ法ヲ設ケラレ  
 タレハ囚人ノ數頻ニ増加シ爲メニ容易ナラサル困難  
 ニ遭遇シ司法機關ハ時々靜止スルノ有様トナリ行刑  
 方法ノ良否ヲ問フノ遑ナク其困難實ニ名狀スヘカ  
 ラス不完全ナカラモ刑ノ執行ヲ中斷セサリシハ不幸  
 中ノ幸ト云フヘキ有様ニシテ内部ノ失休甚シク一方

ニ於テハ亞米利加、英吉利、瑞典、丁抹、白耳義、  
 佛蘭西等ニ於テ實行シタル監獄革命ノ刺戟ヲ受ケ獨  
 逸兩國ニ於テハユリウス、テルカンフ、ウイヘルン、  
 ミツタルメル、レエデル、ヤーゲマン、チルネル、  
 テンムメー、ワルテンフツア、フオンホルツエンド  
 ルフ、チーツフエスリン、フオン、ウエルト、ワー  
 ルベルヒ等ノ諸氏熱心ニ監獄ノ改良ヲ唱ヘ普漏西王  
 フリードリツヒ、ウ井ルヘルム第四世ノ贊助ヲ受ケ  
 舊慣ヲ一洗シ大ニ監獄改良ノ實ヲ擧グルヲ得タリ千  
 八百四十八年民權自由論尙一層其度ヲ高メエルフー  
 ルト及ブリユセルニ開設シタル万国慈善會會議ニ於  
 テモ盛ニ監獄ノ革命ヲ唱導セリ此ノ如クシテ到ル處  
 皆獄制ノ改良ヲ始メタリハーデン政府ノ如キハ各邦  
 ニ先チ之ヲ施行シ既ニ千八百三十一年頃ニハ鞭答ヲ  
 廢シ司法部ヲシテ監獄事務ヲ掌管セシメブルツハサ  
 ールニ分房監獄ヲ設ケ行刑法ヲ設定シタリ其他  
 オルデンブルヒ、ブラウンシュワイヒウユルテンベ  
 ルヒ、メクレンベルヒ、ハンノーフエル埃太利及  
 バイエレンニ於テ行刑事務ヲ司法ノ掌管ニ屬セシメ  
 タリ千八百六十一年バイエルンニ於テ千八百六十七  
 年埃太利ニ於テ鉄丸鏈鎖ヲ數千囚ニ免除シ過酷虐待

ハ其跡ヲ絶チ法律ヲ定メ分房制ヲ採用スルニ及ンテ未ダ十分ト謂フヘカヲサルモ天賦ノ權利ヲ恢復セシムルノ端ヲ開キタリ而シテウエルター、ドライベルゲン、モアピット、ミュンステル、ラチポール、キヨルン、プレスラウ、ハメルン、スツツトガルト、ツウイカウ、ニユルンベルヒ等ニモ亦分房監獄ヲ建設スルニ至リタリ故ニ千八百六十四年ニ於ケル南獨逸監獄會創立ハ恰モ監獄革命事業進行中ナリシナリ

(未完)

### 雜錄

#### 感化院

東北邊人

監獄ハ感化院及保護會社ト共ニ鼎足ヲ爲シテ犯罪ノ撲滅ヲ謀ルヘキモノナリ我國ニモ既ニ感化院アリ又其豫備設置トモ稱スヘキ育兒院アリ然ルニ監獄家ハ殆ト毫モ其事業ニ着目セス又感化院モ監獄家ト聯絡ヲ求メス個々別々ニ運動シテ互ニ念トセサルカ如シ現ニ監獄協會ノ總會ニモ感化事業家ノ出席シタルコ

トヲ見ズ協會員ノ感化院ヲ參觀シタルコトヲ聞カス奇觀ト謂フヘシ東京ニハ未ダ見ルベキノ保護會社アラズト雖組織稍々完備シテ規模亦狹小ニアラザル養育院アリ又瘋癲院アリ是等ノ設置モ全ク監獄ト無關係ナルニハアラザルニ協會ノ之ニ對スル感情當ニ對岸ノ火災ニ於ケルノミナラズ實ニ冷淡ノ詆ヲ免ルベカラザルベシ現在存立ノ感化院育兒院養育院瘋癲院等ニ對スル關係サハ此ノ如クナルニ保護會社ノ必要ヲ啖々スルモ將タ何カアラン眞ニ慨歎ノ至ナラズヤ予ハ遼遠ノ地ニ僻在シ自身ニ奔走スルコト能ハザラ憾ムノ餘リ憤懣ノ情禁シ難ク敢テ在京ノ同志者ニ奮起ヲ促スコト爾リ

#### 岳洋生ノ巡回所見雜記ヲ讀

ミテ感アリ

漫遊學人

岳洋生ノ慧眼能ク實際ノ隱微ヲ穿チ痛ク當局者ノ骨髓ヲ突ク知ラス暗々裡ニ汗顔セルモノヲ幾幾人カアリ予モ實ハ生ノ刺言ヲ聞キテ覺ヘス容ヲ改メ首ヲ傾テ是ハ滑ツタリト心付キタルコトアルノ一人ナリ故ニ深ク生ニ謝セザルベカラザルナリ

學人モ兩三月以前ニ數縣ノ監獄ヲ巡回シ大ニ得ル所モアリ又自ラ誠ムル所モアリタリ

第一躬行實踐自ラ好模範ト爲リ苦痛ハ吾人ニ先テ之ヲ嘗メ歡樂ハ先ツ人ヲシテ之ヲ享ケシムルノ注意アルニアラザレハ紀律ヲ嚴行セント欲スルモ得テ望ムヘカヲサルコトヲ愈々益々驗知セリ紀律ヲ嚴正ニシ監獄ノ威嚴ヲ確保スヘシトハ方今何人モ爭テ唱道スル所ニシテ典獄ヨリ看守押丁ニ至ルマテ日夜忘ル、暇モナキ金玉ノ大則ナリトス然ルニ今日未ダ十分紀律擧ラズ威嚴立タザル所以ノモノハ果シテ何爲レゾヤ其源因素ヨリ一二ニシテ足ラサルベシト雖惟フニ躬行實踐ノ說能ク口ニハ唱ヘラル、モ未ダ實地ニ行ハル、コト少キノ一事モ亦與ツテ力アラシカ例之典獄自ラ宴席ニ歌舞シ或ハ看守長制服ヲ穿ツテ街上ニ酔歩蹣跚スルコトアルガ如キ地方ニハ紀律並ニ威嚴ノ見ルヘキモノアラズ予一監獄ニ於テ聞ケルコトアリ往昔宴會ノ流行シ先ツ一月早々新年宴會ト稱シテ開宴シ典獄以下之ニ臨ミ酒池肉林(マサカ)ノ大愉快ヲ極メタル時代ニハ兎角吏員ノ號令行ハレズ囚人ヨリ輕侮セラル、カ如キ觀アリタレドモ近來宴會ノ弊風廢リ各自品行ヲ慎ムニ至リテヨリ復タ囚人ノ傲慢

ナル者アルヲ見ズト予ハ果シテ然ナラシ信ズ予ハ決シテ現ニ耽醉遊樂ノ典獄等アリト言フニアラズ唯茲ニ極端ノ一例ヲ援キ來リテ夫ノ躬行實踐ノ原則ヲ勵行セラレンコトヲ勸告スルノミ若シ予ヲシテ腹藏ナク肝膽ヲ吐露シ得セシメハ紀律眞ニ舉リ威嚴實ニ立ツ所ノ監獄ハ未ダ曾テ之ヲ見ズト云フヲ憚ラサルナリ若シ其レ典獄ハ躬行實踐ヲ以テ書記看守長ヲ率ヒ看守長亦同シシ看守ニ對スルトキハ紀律ノ伸張何ノ難キコトカ之アラシ敢テ感慨ヲ記シテ雜誌記者ニ投シ餘白アラハ掲載アラシコトヲ乞フ是自ラ誠メ又人ヲ誠メント欲スル微衷ニ出ツルナリ

#### 警察留置中費用區分ノ義ニ就テ

就テ

從來警察署ニ留置スル者ニ係ル費用ノ區分ニ就テハ令狀ノ未發既發ノ前後ヲ以テ警察費又ハ臨獄費ニ屬スヘキモノトノ區別ヲ爲セルモノ、如シ是レ何等ノ據ロアリテ此規定ヲ設ケラレタルヤハ予輩之ヲ知ルヲ得サレトモ他ニ別段理由アルニアラス單ニ便宜上ヨリ此區分ヲ立テタルモノト思惟セラル今聊カ其理由ヲ述ヘン



抑モ本文ニ云フ所ノ令狀トハ何ソヤ刑事訴訟法ノ所謂引狀若シクハ拘留狀ヲ指スマヤ判然タラス尙一步ヲ進メテ論スレハ召喚狀モ亦一種ノ令狀タリサレハ單ニ令狀ヲ未既發ノ前後ヲ以テ其費用ヲ區分スルカ如キハ實ニ漠然トシテ右ノ令狀トハ果シテ何レノ令狀ヲ指シタルモノナルヤヲ甄別スルノ難キヲ如何セ

現行ノ法制警察費ト監獄費ノ費用ヲ分設セラレタルノ結果留置人費用區分ノ必要ヲ生ス又必ラス是レカ兩費目ハ蓋然タル區別ナカルヘカラス夫レ警察費ハ專ラ社會ノ公安保護ノ爲メ要スル費用ニシテ性質上保護ヲ受クル者ノ地方ノ負擔ニ屬スヘキヤ勿論ナリ之ニ反シ監獄費ハ國家ノ裁判權即チ法律執行上ニ要スル費用ナルヲ以テ國庫ノ負擔タルハ是又當然ノ理由ナリトス然ルニモ拘ラス現今ノ規定ハ國家財政上一時便宜ノ爲メ明治十四年度以降監獄費ヲ以テ地方稅ノ負擔ニ歸セラレタル儘今日尙未タ之ヲ遵行シテ依然タリ是レ予輩ノ俱ニ遺憾トスル所ナリ

右ノ如ク警察費ト監獄費トハ其性質ヲ異ニセサルヘカラサル理由アレバ今日ハ殆ント等シク地方(警察費ヲ補助金)ノ負擔ニ屬セリ然レバ早晚此兩費目ノ出途

コトナリトス右ノ如ク公訴ノ提起以前ニ在テハ單ニ嫌疑者トシテ警察權ノ下ニ取調ヲ爲スニ過キサレハ是レカ取調ヲ爲ス上ニ於テ身勢ノ自由ヲ拘束スルノ必要アル場合ニ於ケル費用ハ性質上警察費ノ支辨ニ屬スヘキハ敢テ怪シムニ足ラサルナリ然レバ職權ヲ有シ見レハ檢事又ハ檢事ノ職務ヲ代理スヘキ職權ヲ有スル警察官其他ニシテ充分犯罪ノ搜查ヲ遂ケ證據ヲ蒐集シ一タヒ公訴ヲ起サンカ前ノ嫌疑者ハ刑事被告人トナリ法律終局ノ制裁即チ刑罰ヲ要求セラレ、身トナリ固圜ノ裡ニ呻吟スルニ至ル故ニ公訴ハ國法ヲ執行スルノ楷梯タリ方法タルヘケレハ從テ刑事被告人ノ留置費用ハ監獄費ノ負擔タルヘキヤ明カナリ然ルニ現行刑事訴訟法ハ犯罪嫌疑者ヲ目シテ直ニ刑事被告人ナル語ヲ用ユル場合往々散見スルヨリ嫌疑者ト被告人ト區別ナキノ結果費途ノ區分相立タサルニ至リ止ムナク現今ノ如ク令狀ノ未已發ヲ以テ其分界ヲ立ツルニ至リシモノナルヘシ右ノ如ク唯令狀云々トアリテ公訴ノ如何ヲ不問ニ措クノ結果斯ル錯雜ヲ來スモノナレハ此令狀ヲ受ケタルモノハ、中ニ付テモ單ニ犯罪搜查即チ證據蒐集等ノ爲メ一時警察署ニ留置スル者ニ係ル費用ハ其令狀ノ檢事ヨリスルト警察

ハ截然國庫ト地方トノ區別ヲ立テラル、コトハ予輩ノ信シテ疑ハサル所ナリ故ニ今ヨリ此ニ費目ノ分界ヲ立ツルハ目下及將來ニ於テ緊要ノコトナリト思考ス然レバ此ノ費目ノ兩々相密接シテ容易ニ其限界ヲ分畫スル能ハサレハ之カ區別ハ宜シク確乎タル理由ノ存スルナリ輕々之カ分界ヲ立ツル如キハ經濟財政上相錯綜ヲ來タスノ累ナキニアラサルヘシ故ニ聊カ右兩費目ノ分界ニ就テ研究ヲ試ミントス

前顯既ニ明言セル如ク警察費ハ地方ノ支辨ニシテ監獄費ハ國家ノ負擔ニ屬スヘキ性質ノモノタルヲ以テ既決囚ニ對スル一切ノ經費ハ監獄費ノ支辨ニ歸スヘキモノナルコトハ別段議論ヲ要セサレバ留置人ニ係ル費用ニ付テハ犯罪嫌疑ノ爲メ一時警察署ニ留置セラル、者ノ費用ト刑事被告人ノ費用トハ其負擔ノ途ヲ區別セサルヘカラサル必要アリ何トナレハ刑事被告人トハ公訴ニ由テ一定シタル法律上ノ制裁ヲ要求セラレタル者ニシテ語ヲ替ヘテ之ヲ云ヘハ公訴ノ提起ニ由テ公訴相手方トナル公訴以前警察官ニ於テ犯罪搜查ノ手續中一時被嫌疑者ヲ警察署ニ留置スル等ノ費用ハ宜シク行政警察官カ職務執行ノ範圍内ニ屬スヘキモノナレハ警察費ノ負擔タルハ素ヨリ正當ノ

官ヨリ發スルトハ純然タル警察費ノ負擔ニ歸スヘク又一着ヲ進メテ檢事其他警察官ニ於テ充分犯罪ノ搜查ヲ遂ケ一タヒ公訴ヲ起サンカ前ノ嫌疑者變シテ刑事被告人トナリ刑罰ヲ要求セラレ、相手人トナリ自由ヲ拘束セラル、モノナレハ其令狀ノ何レヨリ發スルモノタルヲ問ハス其留置所ノ何レタルヲ別ダス監獄費ノ負擔ニ屬スヘキハ前陳ノ理由ニ依テ明カナリトス要スルニ留置人ニ係ル費用ノ區分ハ令狀ノ未發既發ヲ以テヒスシテ公訴提起ノ前後ヲ以テ是レカ一界トシ公訴以前ニ係ル留置人ノ費用ハ警察費ノ支辨トシ起訴后刑事被告人ニ係ル費用及刑罰執行ノ費用ハ其違警罪ト輕罪重罪タルト徒流刑以上以下タルヲ問ハス悉皆監獄費即チ國庫ノ負擔トナスヲ以テ相當ナリト確信ス當局者果シテ此標準ニ由テ從前ノ規定ヲ廢改セラル、コトアラハ兩費目ノ區分ニ付テ誤ナキニ近カラシカ敢テ參考ニ供スルモノハ……

(浪華生)

雜報

某典獄の物語

本卷第十二號雜錄欄内に奥羽各縣聯合獄事會錄事と題し其中に決議事項の標記あり毎項……と決しと一々討議の末議定したる様に記載あれども實ハ儼然たる會議体を用ひたるにあらず談話の姿にて貴方にて如何なさります此方にては之様に致して居りませまからばかふ致したら宜しふござりませむといふ位にてありしを仰々布決議などいひては服従の義務を生ずる様に聞へ迷惑なりと列席の某典獄の語れり

●囚人に對する答禮

囚人の敬禮に對し監獄官吏の脱帽又ハ舉手して答禮するものあるハ頗る見苦しきとなれハ本紙に於て是迄再三忠言を呈せしとあるに又候近頃某地の會合にて明に脱帽答禮の議を決せられたるやの趣を聞知し遺憾の思ひに堪へず希くは再考ありたきとなり

●民法商法の延期に就き

民法及商法にハ在監人に關する必要の規定にして或ハ脱落にハあらずやと思惟せらる、廉もなきにあらず一時延期して修正を加へらる、なれば監獄家より提案して當局者の參考に供したきとなり

●犯罪と氣候其他の關係

子にハ少き様也、今日女子の犯罪が男子に對して比較上少きは學問の足らぬ爲なりといへりなか、油斷のあらぬこと、いふべし

○年齢の關係 犯罪を尤も盛んにやる年齢は二十五歳より三十歳までの間也、年をとると共に亂暴なる犯罪少く變じて狡猾なる犯罪となる也、又一般に三十五歳以上の罪人の改過善遷の効なきものなり再犯三犯などをやるもの多くは三十五歳以上の犯人に多し、人類ハ三十五歳まで智識も躰格もぞだつもので三十五歳になればかたまるに因る也

○犯罪と學問の關係 無學文盲ものに殺人毆打の如き亂暴なる罪が多く、僅かに讀書を知るものには、詐欺の罪が多く、初等教育を受けしものには手形偽造などが多し、教育を受けたるものに疎暴なる罪を犯すもの少けれども詐偽罪の如きは却て無教育なるものよりも多し

○飲食の關係 昔の學者ハ疑ハしき罪は其妻に尋ねよといひしが、今日にてハ疑はしき罪ハ徳利に尋ねよといふに至れり、佛國に於てハ金曜日に犯罪が少くして土曜、日曜、月曜日に犯罪が多し、是れ職工などに賃錢拂ふ時なれば也、此事は余が曾て經驗

本月十三日帝國大學講義室に於て演説したる高橋次郎氏の「佛國刑事統計」の話ハ隨分參考とするに足るべきを以て其要を掲ぐ

○犯罪と氣候の關係 今一般より犯罪と氣候の關係をのべんに、先づ子殺の罪の多く行はる、ハ一月二月、三月、四月の間なり是ハ人間生殖の時期ハ五月六月七月にして此時期に於て多く懐胎するの結果なり、又墮胎の罪ハ多く懷妊の第四ヶ月日第五ヶ月日に盛んなり、そろ、文明國のボロが出る様じやが是ハ確實なる統計の結果也、次に謀殺犯ハ多く十一月に於て行はる、事なるが是ハ佛國に於て新造葡萄酒の出来る結果なりといへり又故殺罪、歐打創傷の如き活潑なる罪は、多く七八月の間に行はる是ハ陽氣のために、人の精神に活氣を與ふる爲ならん

○女子も油斷のならぬなり 犯罪の割合ハ男子ハ女子よりも多き事概して四倍なり、其内身躰に對する罪ハ男子の犯罪百に對するの八十六にして財産に對する罪ハ男子よりも女子の方が多きなり女子に其性質上活潑なる罪を犯すこと少けれども、陰險なる罪ハ男子よりも却て女子に多きもの也、日本にても湯屋の板の間などをかせぐハ、多くは女子にして男

したる事あり曾て或る著述をなし、之を活版に付せんとために、月の終りに活版屋へ依頼したるに約條期限までに、印刷が出来上らざる故、頻りに催促をなしたれば活版屋にてハ之に答へて職工でも給金の渡りたるために命の洗濯に出掛けられ、給金のある内ハ歸らざるべし、職工の歸らぬ内ハ印刷が出来ずといへり其の「命の洗濯」といふ言葉の中にハ犯罪が含んで居るものと思はる

○時勢及び開化の關係 開化の進むに従ひ財産の罪ハ少くなれども、身躰の罪の中自殺の如きは却つて多くなる也

○犯罪と人相の關係 佛國の學者は犯罪と人相の關係なることを説けり是は監獄署にて統計したるもの也、第一に下頷の前へ突進したる人が險呑なり

(ふさし合があれハ御ゆるしあるべし)次に髪の中の多くして且つち、れたる人の險呑也、是ハ如何にもそう思はる、事にて石川五右衛門などの畫を見ても髪の中の少く書いて居らぬ様なり次に鬚の少い人の險呑也、是ハ亞細亞人種などに迷惑なるとなれども佛蘭西人は筒様を人に犯罪者が多きものと也次に肌の茶褐色及び灰色なる人の險呑也、是も歐巴羅人

のことなり次に頭の銳角なる人の險香也次に額のひつこんだる人の險香也日本人は大抵額の出たる人少けれど是は元來よき相にあらず、積なごも額ひつこんで居る也次に耳の出ツバつて居る人の險香也是も日本の人相學との異なる處にて、日本にては福耳なご、唱へ又漢の劉玄德の双の耳肩に垂れ願れ自ら其耳を見るなごいふことあれご、西洋にては耳の出ツバつた人の險香なるもの事の事も男にて女の如く女にて男の如き容貌の人は險香也、是は其通なるべし余も監獄署に行て罪人を見たることありしが思の外によき男が居る也又漢の張良の博浪沙にて秦の始皇に鐵椎を投じたる人にて當時なればこそよけれご今日にて斯くの如きとをなさば皇室に對して誠に相濟まさる罪人なり此人の傳を讀むに其容貌婦人女子の如しとあり云々

●囚徒をして囚徒の信書を代書せしむ(北海道集治監)

十一月十日發免の「新群馬」(前橋に於て發行す)北海道遊紀事行と題する記事に曰く(九月七日)宮部襄氏を訪はんとして午前九時旅宿を出て監獄に至る表札に北海道律戶集治監と大

書しあり(中略)監守來り余を案内して應接室に至る典獄以下數名の監守立會にて宮部襄、草野佐久馬、深井卓司、五十川元吉の四氏に面會したり氏等は何れも囚徒の信書を代書の役に服し居り諸氏皆健全余の諸氏に向ひ群馬の事態を詳細に告げたり此時相互の感情悲歎切に迫り來りて裝の濡る、を知らざりし罪囚に面會を許すは三十分なれども典獄の慈善なる四氏の境遇を憐れみて敢て時間の制裁を問はざりし云々

●在監人所持品取扱方に就て

在監人の所持品は従前本支各署に於て之を保管したりしが客年より物品會計吏に於て一般の儀式に據り取扱ふ事となりたるを以て其實各署長或は物品取扱

●外人の監獄巡覽

米國英領加拿太新聞記者チャールズ、ロンゲ氏は今般我か邦に渡航し其筋の許可を得て東京府下各監獄裁判所等を巡覽し不日歸國せらるゝにより其節は又前橋、静岡、名古屋、大坂、神戸等の諸監獄を巡覽せらるゝ趣なり我監獄の實況を歐米人に知らしむるにハ至極便益を得ること、信認す就てハ巡覽の際には勤めて丁寧に説明を與へて誤認誤想の惑を懷抱せしめざる様注意ありたきなり

●餘罪發覺日の拘禁方

囚人にして餘罪發覺し又ハ刑期限内犯罪の爲め刑事被告人となる者は囚人を以て處遇し定役囚にハ定役に服せしむべき扱になり居る旨は本誌に屢々掲載せし處なるが今尙拘置監に移して休役せしむる處ありと聞けり甲乙兩縣に於て其扱を異にするは甚だ然るへからず向後は各地とも一般に定役囚には舊に依て就役せしむることせられたし婆心なから一言す

●監房の別異に就て

監房を罪質別にするハ現行監獄則の主要なること喋

●外役に就て

外役の行刑の要義を亂り其の弊害の多き更に嗚々するを要せず司獄の局に當る者は疾くに認定する所なるに役業の都合又は工錢の収入を圖る上より外役主義を取るの監獄なきにあらず畢竟土地の狀況若くは一種の事情に制せられて止むを得ず此厭ふべき忌むべきの姑息策を持続せらるゝことなるへきも監獄の改良を圖るの今日に於てハ斷して之を全廢するの方針を取らざるへからず聞く所に據れば其筋に於ても外役の弊害を認められ頃日通牒を發せられたる由當局者たるものは此通牒を服膺し一日も速かに外役主義を排斥することを勤め規律の最正檢束の鞏實を圖りて逃走者の跡を絶ち以て監獄の監獄たる面目を維持することを努むへし徒に言を左右に托して外役を持続するが如きまさか此の様なることはなかるへき

々を要せざる義なるが監房の欠乏構造の如何に依て適正に罪質別を行ふ能はざるは各地皆然らざるはなし事實止むを得ざる次第なるも中には囚人と刑事被告人(女監)を合居せしめ又幼年囚と丁年以上の囚人とを合居せしむる處ありと聞く縦令罪質別を真正に行ふこと能はざるも如此甚たしき合房は先以て之を別異することを得るを努め漸次他に及ぼすことにせられたし然らざれば監獄の規律は到底舉行すること能はざるなり當局者たるもの注意あり

● 鯨肉

囚人の食料に金額の制限あるを以て各地とも大概困難を極めらるゝ由に傳聞せるが先年來東京日本橋通一丁目鯨組にて發賣せらるゝ赤白の鯨肉を供用すれば割合に廉價にて滋養物を給與し得らるゝと云へり尙何地へも注文次第廻送せらるゝ趣なれば試用ありて如何現に頃日某監獄にて實驗の上好評なりしと聞きたれば御注意まで一言す

教 誨

此の欄は客月京都に於て開かれたる中央府縣監

ノ旗下ニ立チ此ノ目的ヲ達セン爲必需ナル警守ト袖ヲ列チテ充分雄々數用ヲキヲ爲サ、ルヲ得サル境遇ニ進歩シツ、アル獨立教務ナルヲ以テ益進テ事ヲ執ラントスルニ當リ捷徑ノ一策規程ノ法ニ沮欄セラレ或ル一部分ニハ實施シ得ラル、モ全分ニ普及セントスルニ付テハ異論者ナキニアラサルモ理論上差岡ナキ私見ナルヲ以テ或ル議上ニ試ミシニ復躊躇スルモノアリ依之幸ニ刑法改正ト共ニ監獄則モ改正セララル、風聞ヲ耳ニセシヨリ私見モ千慮ノ一得トシテ容レラル、ニ至テハ幸甚先ツ夫レマテハ規程ノ範圍ニテ之ヲ爲サントスル敢テ難キニ非サルヲ信ス依テ聊カ其ノ方法理由ヲ開陳セントス

曰ク他ナシ彼ノ有名ナル「クロフトン」氏愛蘭制治獄法タル益進階級手段ノ主義彼ノ聲ニ依フニトハ單ニ經濟ノヲ實際ニ就キ審査精究ノヲ利用シ、ル耳ナラス先聲ノ説ノ如ク要スル問題ナレバ也ヲ利用シ「クロフトン」氏ノ説ノ如ク囚人ノ心ヲ動スヘキ二個ノ勢力タル即チ囚人現在ノ上進ト滿期ヨリ早キ出獄ト此二者ノ希望心ヨリ復讐ノ性質ヲ免カレ令ノ罪人即自身ノ改良ニ關シ自己ノ協力ヲ以テ品行上ノ自制ヲ獎勵セシメンカ爲ニ監獄則第十一條ノ拘禁法ヲ第一階級トシ同第四十一條ノ監房區別優遇ヲ第三階級トシ其ノ第二級階ヲ新設

獄署教誨師聯合會の決議の結果として其請求に依り設けたるものにして汎く教誨師諸彦の機關となり大に斯の事業の改良發達を計ることを以て目的とす

● 教誨感化ノ効ヲ奏セントスル

捷徑ノ一策

岡 山 千輪性海

方今治獄改良上ノ問題ハ獨リ當路者ノミナラス從來社會改良必需ナルニモ拘ハラヌ對岸ノ火災視程ニモ感セサル江湖ノ士君子モ日進月歩ノ機運ニ促サレ筆舌ニ汲々タルヨリ熱神ナル當路者ハ干茲一層ヲ加ヘ四課貳所ノ混建ヨリ端緒ヲ開キ是迄庶務警守ノ一隅ニ隸屬シ卑屈ナル徒ハ其ノ職務ノ高尚ナルニモ拘ラヌ御相伴ノ意持ニテ入ラサル遠慮ヲ爲シ又心アル者モ規程ノ束縛ヲ受ケ或ル一課長ノ指揮ノ下ニ立タサルヲ得サル境遇ニ在リシ教務ノ事業モ復々懲戒ヲ主義トシ感化ハ其一部分タル時機ヨリ一步ヲ進メ懲戒感化併立時代トナリシ舊套ヲモ脱シテ今ヤ將ニ罪人ナシテ刑罰ハ單ニ其ノ所爲ノ返報ニアラスシテ之ヲ受ケシモノヲ改良セントスルノ目的ナルコトヲ知ラ令ントスル機運ニ進マントスルト共ニ杖ヲ離レ典獄

シテ第一階級ニ在ル者ニ就テ充分個人的教誨視察ヲ遂ケ其ノ性質犯狀等ヨリ將來吃度改過遷善ノ見込ノ如何ヲ審査精究シ若此者ニシテ期至ラハ被賞候補者トシテ上申具狀スルニ足ヘルヘキ長囚ト是認セシモノヲ同則第十一條ニ拘ラス惡習ニ薰染セラレサル内ニ撰擇シテ第四十一條ノ列ニ倣ヒ他ノ尋常囚ト別異シ十一條中ヨリ四十條四十一條ニ達スル中間段トシテ先ツ其ノ囚人ニ競争スヘキ標的アルコトヲ自覺セシメ又其レ自ラチシテ失フヘキモノヲ有スルヲ悟ラシメ教誨師ハ殊更熱神教誨ノ數ヲ増スト共ニ視察シ精數ニシ警守亦一層注意ヲ加ヘ之ヲ獎誘視察シ尙之ヲ遇スルニ施行細則第九十六條第一項第三項ニ次クモノトシテ稍其ノ恩遇ヲ示シ而シテ若シ過チアレハ貶黜シ過失ナキモ容易ニ進歩セサルモノハ在級期ヲ長クシ品行正シク且ツ進歩ノ見込アルモノハ勘査期ヲ經ルト同時ニ被賞候補者トシテ典獄ニ上申スルコト、セハ別ニ「マノク」(表)等ノ法ニ倣ハストモ彼徒ヲ鼓舞獎勵スル手段チシテ一層強大ナラ令メテ感化ノ効ヲ奏セントスルハ捷徑ノ一策トシ而シテ第四階級タル滿期ヨリ早キ假出獄等ニ誘導スル最モ必用ナル一階段ナリト信ス既ニ或先輩ノ説ニモ我監獄則

第四十條四十一條施行細則第九十六條ノ如キ優遇ノ  
 恩典ハ此ノクロフトン氏ノ階級感化主義ヲ是認採用  
 セラレタルモノナラント云ヘリ是氏ノ囚人現在ノ上  
 進法ヲ取意セシモノナラント故ニ予ハ其ノ上進法中ヲ  
 二類トシ今新設セントスル一段ヲ中間試験段トシタ  
 キ精神ナリ乞フ左ニ此ノ一段ヲ設ケ獎勵策ヲ執ラサ  
 ルヲ得サル必要點ヲ實際ニ就テ例示セシ方今囚徒拘  
 縛法ノ狀況ヲ親シク見聞スルニ支署ハ暫ク措キ都府  
 ノ監獄概ネ監獄則細則規程ノ罪質年齡犯數別罪質ノ  
 二字強チ刑法ノ章節目ヲ殊更ニ指シタルモノニハア  
 ヲサルヘキモ稍標準ヲ之ニ執リ緻密ナル理事者其人  
 ヲ得タル監獄程地方議會モ之レニ化セラレ必用ヲ感  
 ズルト共ニ經費モ安リニ苛減刻削ノ羣ニ傲ハス之ヲ  
 協賛シタル結果ハ經費運用其宜シキヲ得テ議會モ詭  
 ヘタル品ヨリハ一層完備ノ物ヲ調ヘタリト歡呼スル  
 カ如キ既ニ改築整備ノ監獄ノ如キハ拘禁法モ漸ク進  
 歩シテ房數ノ許ス限リハ成ルヘク之ヲ區分シ概言ス  
 レハ刑法ノ章ヨリ節々ヨリ犯數々々ヨリ犯狀犯狀ヨ  
 リ犯由智愚難居ヨリ之ヲ區分スル等細密ニ區分法ノ  
 備ハリシ監獄モアラン予ノ寡聞未タ之ヲ聞カス稍其  
 ノ緻密ナル處モ理事者ノ胸裡否協議上ニモ時々其ノ

吏員内ニ噴々タルニモ拘ラス房數限リアリ爲ニ何レ  
 モ満足スル能ハサル境遇ニテ止ムナク刑法ノ章節目  
 ヲ得サル狀況ナラント想像ス之ヲ既往ノ老黠硬勁ノ  
 惡漢ト一時ノ過誤犯罪者ト合同雜居セシ惡人協同繫  
 キ塲ノ觀アリシ當時ニ比スレハ其勝ルコト萬々ナリ  
 ト雖モ又退テ考レハ決シテ房數ノ沮欄ニ支ヘラレ不  
 満足中ニシテハ先ツ此位ニテ満足ナリト得意スヘキ  
 ノ秋ニハ非サルヘシト信ス其由ヘ如何トナレハ初犯  
 短期囚ナレハトテ強チ一時犯ト假定スヘカラス再犯  
 以上ノ囚徒長期囚徒ナレハトテ強チニ習慣者強惡姦  
 黠者トスヘカラス放火貨幣偽造毆打幼者遺棄等ノ罪  
 質ナレハトテ強チ感化歸善シ易キモノト認ムヘカラ  
 ス強竊盜詐欺等ノ罪質ナレハトテ濫リニ見込ナシト  
 スヘカラス個人的微細正數ニ視察スル時ハ案外ニ泥  
 泥中ノ蓮華トカ又大聖ハ愚ナルカ如シト云ヘルカ如  
 キ羣ニハ傲ハサルモ稍改悛ノ見込アル者アリ又光澤  
 眼光ヲ奪ヒ瓊瑤爲ニ掩ハル、トカ外面如菩薩内心夜  
 及ノ類ニハ至ラストモ鄉愿ハ德ニ賊トシテ能ク其ノ  
 外形ヲ裝ヒ吏員ノ目ヲ眩惑セントスルノ徒ナキニ非  
 ス否夥多アラント認ム善太夫ニ元來惡太夫アリ奸太

郎ニ案外淳謹ナキニアラス名ノ爲ニ(同多分ハ)實チ誤  
 ルコトナキヲ保シ難シ否如是事間々アラント想像ス  
 就中尤モ見込アル憫了可憐ノ徒ヲシテ勘査期ノ至  
 ルマテ玉石(結玉)混合セシムルハ本人夫レ自ラハ  
 金剛鉄石心アルニモモ七ヨ朱ニ雜ハレ、赤クナルノ範  
 圍ハ容易ニ免カレ難シ偶之ヲ免カレントスルモ其舉  
 動若シ萬一同房他囚ノ耳目ニ觸ル、トハ該囚人ヲシ  
 テ御役人様ニハ明テハ云ヘス嗚呼誠ニ遺憾無限事ト  
 切齒扼腕慷慨悲憤ノ涙ニ人知レス袖ヲ絞ラサルヲ得  
 サル悲境血塗ニ立タ合ノ若シ此ヲ遠慮シテ表面合同  
 ノ裝ヲ爲サントスルハ知ラス、ノ内ニ惡習ヲ薰染  
 シ片足入ルレハ好シヤ之ヲ抜カンカ爲片足ヲ踏ミ落  
 スノ悲境ニハ陥ラサルモ幾分影響ヲ蒙リ染メシト  
 氣張リシ片足モ汚濁ヲ蟬脱スルコトハ(テリブル御)誠  
 ニ困難ナル境遇ト云ハサルヲ得ス此悲境ヲ觀察シテ  
 救濟ノ方法ヲ講スルノ任ハ果シテ何人ソヤ予深ク干  
 妓感ヲ起シ熱涙ヲ濯ヒテ之カ救濟ノ法ヲ全フセンカ  
 爲前記ノ中間段ヲ設ケテ益之ヲ獎誘感化セント欲ス  
 キ精神ナリ乞フ微衷ヲ洞察セヨ若シ幸ニ或部分ノ贊  
 成ヲ得テ卑見ヲ實行セント試ルノ曉ニ至テハ定メテ

種々ノ反對論者アラン依テ今假ニ之レト左ニ對論セ  
 ン  
 論者曰ク汝ノ所論ハ四五年前ノ迷夢未タ覺メス自由  
 刑執行規律嚴整ノ監獄ニ老練熟達ノ戒護者アリテ晝  
 間ハ緘黙就役セシメ還房後ハ正座緘黙セシムル廿五  
 年ノ監獄ニ對シテハ汝ノ杞憂取越苦勞ト云ハサルヲ  
 得ス况ヤ監獄則第十一條規程ノ制文アル乎ト然リ豈  
 夫然ランヤ机上ノ御論ヤ法文上ノ御講釋ハ今ハ拜聽  
 否拜見スルノ秋ニアラス暫ラク一步ヲ退テ其ノ實境  
 ヲ視察洞觀セヨ就役正座ハ規律嚴整ノ下ニアレハ或  
 ハ然ラン最モ惡習傳染ノ恐レアル緘黙ノ點ハ果シテ  
 如何ソヤ大聲耳孕ニ觸レサレハ緘黙ノ効果アリトシ  
 惡習滋蔓ノ恐レナシトセシ敷乞フ少シク考慮セヨ大  
 聲ハ大体ニ就テ之ヲ云ヘハ喧囂騷然一見否一聞其ノ  
 謹慎場裡ニ有ル間敷不都合ナルヲ認ムト雖モ若シ之  
 チ囚人一個ニ就テ影響スル處ヲ查察セハ古人ノ所謂  
 大聲ハ聲ナキカ如シト云ヘルカ如ク却テ意ヲ注ヒテ  
 記憶念持セントスルモノ希ニシテ大樣ニ聞流スルモ  
 ノナレ私語低聲ハ耳ヲ傾ケ殊更注意シテ之ヲ聞カ  
 ント欲スルコトチカムルハ社會ノ常情ニシテ且ツ公

ケニ談話セシコトハ忘レ易ク内處話シハ記憶ニ存シ易キモノ別シテ何時モ話サル、事ハ延ヒ易キモ戒護者巡警ノ隙ヲ窺ヒ話サントスルコトハ可成取越テ爲サントスルノ因情ナル乎其ノ弊害ノ及フ處口極論カハ知ラサレモ或部分ヨリ論スレハ寧ロ大聲ヨリ私語ノ勝ルコト萬々ナラント信ス論者尙規律嚴整ノ一點張ニテ私語低聲ノ談話ダモ禁止セ得タリトセン歟若シ爾ヲハ誠ニ頂上御結構ト歎稱セサルヲ得ス其邊ハ予敢テ穿鑿穴探シテ好マサレハ論者ノ言ニ任ストシテ聊カ比較反省ヲ乞ヘントスル經驗者ノ事例ヲ御參考ニ供セシノミ

西曆千八百三十四年十二月廿九日ヨリ英國コルドバス、フヒールズ獄ニ嚴整ナル緘黙法ヲ當時ノ囚人九百拾四名ニ執行シ當時ノ典獄チエステルトマン氏熱神ニ十八年間確乎タル威嚴ヲ以テ此規律ヲ實行經檢シタルニ施行其ノ當ヲ得ハ好結果ノ多クヲ得ント公言セリト雖モ之ヲ反駁セシ説チ見ルニ囚人ノ言語暗號又ハ様子ニ依テ其思想ヲ交通スルヲ禁止セシニハ必ス莫大ニ役員ノ數ヲ要セサルヲ得ストノ該獄ニカ、ル實例ヲ舉タリ曰ク六百八十二名ノ囚人ヲ看守スルカ爲メニ二百七十二人ノ役員（内五十四人ハ眞

又監獄則第十一條制文ニ拘泥シテ論者ハ卑見ヲ排斥スト雖モ我輩ヲシテ之ヲ評セ令メハ論者ハ第十一條ノ精神ヲ知ラサルモノニハ非サル歟ト疑ハサルヲ得ス何トナレハ本條ノ精神ハ進テハ改良感化ノ目的ヲ達シ退テハ惡習傳染ヲ豫防シ刑ヲ執行ヲ全タカラ令メントスルノ外ニハ出サルヘシ若シ其精神ヲ誤ラサルキハ本條ト第四十一條トノ中間段ヲ設クルモ感化上必要ト認ムルキハ何ソ其精神ヲ害スル違法ノ説トセンヤ若シ本條明文ノ如ク何處迄モ貫カサルヲ得サルモノナレハ第四十一條ハ前後矛盾ノ條項ト云ハサルヘカラス何トナレハ罪質犯數ヲ顧ミサレハナリ又別ニ此條マテ進マストモ監房少數ノ監獄ヲ一見セハ思ヒ半ハニ過シ殊ニ被罰者ノ如キモ往々罪質犯數ヲ簡ハヌ被罰中一房ニ合同セシチ實見セリ是全ク止ムヲ得サルニ出ツルトハ申シナカラ本條明文ノ如ク嚴整ニ行ハレツ、アル監獄果シテ幾何カアルヤ表面上ヨリハ異口同音ニ全國悉ク皆然ラサルハナシト舉手セン而シテ裏面實地ハ果シテ如何識者ヲ待タヌシテ知ル人ハ知ルナルヘシ或ル一方ノ御都合（敢テ感化手段ト云フニハアラズ）デサヘモ斯ル御都合ノ就クモノナレハ感化上必用ト認ムルトキハ好シヤ大同少異ヲ合房スルトモ前顯

ノ看守吏ニシテ其餘ハ囚人中ヨリ撰拔シテ看守ノ事務ヲ命シタルモノニ係ル）ヲ使用セリ即チ囚人二人半ニ役員一人ノ割合ナリ而シテ斯ル莫大ナル役員ヲ使用スルモ尙未タ充分ニ談話交通ヲ禁止スルニ足ラサルヲ證見シタリト云ヒ流石ノ「チエステルトン」氏モ此法ヲ用テヨリ獄内一ケ年ノ被罰者六千七百九十四件ノ多ニ及ヘリト云ヒ囚人使役ノ踏車一臺ニ役員三人ヲ附スルモ尙手指手頭ヲ以テ相互ノ放免日ヲ告知シタリト云フ緘黙法施行ノ困難ナル推シテ知ルヘシ論者反駁シテ人情風俗共ニ異ナル他國ノ事例何ソ我國ノ獄制ニ比較スルノ價直アラン又彼ハ拙ナルカ故ニ彼ノ反駁ヲ受ク何ソ我巧ト同一視センヤト澄シ込マル、ニ於テハ我輩復何チカ云ハン雖然社交性動物カ談話ノ欲望ヲ達センカ爲法一步ヲ進ムレハ順テ一層巧ニ情ヲ通スルノ手段ヲ運スハ敢テ驚クヘキ程ノ事ニモ非スト想像ス我國當時經濟ノ許サ、ル説ナレハ蛇足ニ屬スト雖モ分房制ニ非スンハ何ソ真正ノ緘黙法ヲ行フヲ得ンヤ論者乞フ一考セヨ如是論スレハトテ予モ敢テ現行緘黙法ヲ非議スルモノニハアラズ行ヒ得ラル、モノナレハ惡習滋蔓豫防ニハ一ノ利器ト信スルモノナリ

中間段ノ爲ニ別房ニ入ル、敢テ難キニハ非サルヘシト信ス既ニ本春上京ノ際駿河臺邊ノ或ル先輩ニ就キ教誨ノ方法ニ就テ意見ヲタ、キシニ勞少ナフシテ効多キ方法ハ普通教誨中感シノ尤モ厚キ者ヲ撰ヒ出シテ他普通ノ囚徒ト別異シ之ニ充分教誨ヲ加ヘルヲ以テ好手段ナリト認ム云々ト云ヘリ唯此事ノ成否ハ教誨師其者ノ熱神ト典獄其人ノ是認トニ依リ容易ニ彼岸ニ達スヘキ者ト信スレハ萬一卑見ニ同志ノ教誨師ハ共ニ此ノ救濟感化捷徑法ヲ講シ進ンテハ監獄則改正ノ一材料タラ令メ退テハ現任監獄署ニ實行ノ方法ヲ議セラレンコトヲ性海ノ熱淚ヲ濯テ江湖同感ノ志士ニ希望スル所ナリ

●監獄教誨ニ關スル年報ノ設  
アランコトヲ望ム

天龍居士

復仇主義ハ其跡ヲ絶チ感化主義ヲ以テ囚人ヲ遇スル今日ニ在テハ監獄教誨ハ司獄上緊要ナル事務タルハ何人モ疑ハサル所ナリ然ルニ從來教誨ノ方法及功果等ヲ記シタル年報若クハ統計ノ如キモノアルヲ見ス現ニアルザス、ローレンス州ニ於テハ分掌例中特ニ此規定ヲ設ケ毎年五月十五日迄ニ前年度中施行シタ

ル教誨ノ狀況ヲ具シ典獄ヲ經由シ主務省ヘ報告セシムルノ制ナレト我國ニ於テハ未タ此クノ如キ規定ナク從テ教誨ノ方法ヲ講スルノ材料モ乏シキ有様ナレハ將來ハ確實ナル教誨年報ヲ作り之ヲ基礎トシ充分ナル研究ヲ爲シ以テ教誨ノ實功ヲ奏セシムルヲ希望シテ止マサルナリ

泉見ニ依レハ教誨年報ニハ少クトモ左ノ事項ヲ記載スルヲ必要ナリトス

- 一 年度ノ初并年度末ノ宗教別人員及年度内ニ於ケル其増減
- 二 日曜教誨ノ方法及時間并ニ此ノ間ニ生シタル事項
- 三 宗教教育及其結果
- 四 祭日教誨及其結果
- 五 宗教新信者ノ教誨及其結果
- 六 病監教誨
- 七 宗教ニ關スル書籍及看讀ノ程度
- 八 教誨堂及其裝置器具ニ關スル
- 九 教令遵守ノ模様
- 十 在監人道徳及宗教ノ有様
- 十一 放免者出獄后ノ注意ニ關スル

論者或ハ言ハン適當ノ護送吏ヲ撰擇シ此職ニ充テシムルハ可ナリト夫レ然リ或ハ夫レ然ラン然レト如何ニ適當ナル護送官吏ヲ撰拔シ益々職務ニ忠實且勉勵ナラシムルトスルモ彼レモ人ナリ是レモ人ナリ假令其職務ニ熟練シタル官吏ト雖モ一人ニテ數人ノ共犯者ヲ押送スルカ如キハ到底注意ノ行届カサルモノト確信シテ疑ハサル所ナリ

警ハ施行細則第十八條ニ依ルト刑事被告人ノ中共犯者アルトハ其監房ヲ別異シ談話通聲スル事ヲ得サレトモ裁判所又ハ他監ニ引致ノ時モ同行セシムルヲ得タルニ拘ハラス其ノ共犯者ヲ同行セシムル而已ナラス僅少ニモ只一名ノ戒護者ヲシテ引致セシムルハ如何ナル意ニ出テシヤ該細則條項ハ司獄官吏ニノ適用セシモノナルカ思フニ司獄官吏ニ而已アラサルトト思考ス何トナレハ内務省令第八號ヲ以テ達セラレタル嚴則ナレハナリ要スルニ最初押送ノ時當該判官ヨリ拘留狀ヲ發セラレス共犯ノ被告人ヲ同行セシムルハ最モ不可ナルトト信ス何トナレハ若最初押送ノ場合ニ限リテ是等ノ別法ヲ省慮スルヲ要セストナラハ始ニ寛ニシテ后ニ則チ嚴ト云フ可ク豈ニ木竹擡續ノ奇狀ヲ看ルニ異ナラン哉折角平素司獄官カ熟

寄書

● 刑事被告人押送ノ義ニ就テ

在青森 上野 成田 久藏

夫レ刑事被告人ヲ初テ豫審判事ヨリ監獄ニ拘禁否拘置スルニ際シ戒護ノ義ニ付現今ノ有様ヲ省察シテ太ハダ瑕瑾ナキ能ハス否野生カ淺見ヲモ顧ミス聊カ茲ニ其所感ヲ開陳シ以テ諸彦ノ明教ヲ請ハント欲ス

凡ソ司獄官ノ下ニ就ク者須テク嚴正ナル獄則第十六條ニ注意スルハ勿論ニシテ猶施行細則第十八條ニ依テ以テ裁判所ヘ押送途中及監獄監房ニ看守ヲ立番セシムル等實ニ嚴重且丁寧ニ取締ヲナスニモ拘ハラス時ニ當該判官ヨリ某々ハ共犯者ナルニ依リ同房セシメサル様注意有之度云々ノ申越往々ナキニシモアラズ然レトモ始メ拘留狀ヲ發スルニ際シ五名以上八名以下ノ被告人則チ共犯者ヲ同伴セシメ連送スルニ只一名ノ巡查ヲ以テ之カ戒護者ニ充ツルコトアリ右等ノ如キハ被告事件證據湮滅セシムルノ杞憂ナキニアラサルカ若シ假リニ湮滅ニ屬セシムル事アリトセハ實ニ云フ可ラサル不都合ヲ來スハ識者ヲ俟スシテ明ナ

心別異法ヲ施行スルノ効果ハ之カ爲ニ終ニ湮滅セラレ積日ノ苦心モ之カ爲ニ水泡ニ歸スル感念湧サルヲ得ス若シ愚言ヲノ當局者ノ意思ト相合スル處アラハ宜シク相當ノ御注意ヲ要シ度偏ニ希望ニ堪ヘサル處ナリ

● 特別監視違反者ノ處分及假

出獄停止ニ付洋々散士ノ感ヲ解ク

在下毛 如夢居士 稿

特別監視規則違反者ノ處分如何トノ問題ハ曾テ法學社會ニ起リタルモノニテ敢テ珍ラシキモノニアラス先ニ福原氏カ本誌ニ論セラレシ所モ亦普通行ハルハ所ノ說ナリトス然ルニ最早人ノ記憶モ薄ラキタル今日ニ至リ洋々散士ナル人現レ出テ頻ニ福原氏ノ所論ヲ攻撃セリ載セテ本誌第十二號ニ在リ余輩同論者ノ好チ以テ福原氏ニ代リ辨論ヲ試ミ以テ散士ノ惑ヲ解カントス請フ彌次馬視シテ看過スルヲ勿レ

諸散士カ金城鐵壁ト頼ム所ハ岡山縣及盛岡始審廳ノ伺ニ對スル其筋ノ指令ニ在リ其指令ヲ援用スルニ方リ謂テ曰ク刑法第五百五十五條ハ附加刑ノ監視規則違

犯者ニ對スル制裁ニシテ特別監視規則違犯者ニ關スル意味ナシ之レ即チ立法者ノ或ハ誤テ斯ハ致セシ者ナラン歟然レモ當局者ハ尙刑法第百五十五條ヲ以テ之ヲ罪スルノ主旨アリシナリ云々ト此点ニ付テハ散士ニ矛盾ノ二字ヲ返却否呈セサルヲ得ス即チ散士ハ特別監視規則違犯者ニ關スル意味ナシト云ヒ其墨痕未ダ干カサルニ散士ノ曰ク當局者ハ尙之レヲ罰スルノ主旨アリシナリ其故ハ岡山縣及盛岡始審廳ノ伺ニ對スル指令ニ依テ明瞭ナリト之ヲ前後矛盾ト謂ハスシテ將タ何チカ謂ハン惟フニ散士ハ問題ヲ誤解シ司法ト行政トヲ混淆シタル結果此ニ至リタルモノニハアラサル歟何トナレハ該犯ノ處分ハ行政上ノ事務ニ在ラス正ニ司法ノ問題ナリトス已ニ司法上ノ問題ナル以上ハ裁判官ノ側ヨリ見サル可ラス夫レ裁判官ハ其筋ノ指令ニ服從スル義務アルコトナシ士ハ才判官ノ獨立ナルコトヲ知ラサルカ次ニ改正刑法草案ヲ援用シテ違ハタルモノハ氣ノ毒ナカラ散士ハ自己ノ利器ニ負傷セシト云フノ外ナシ其他末文ニ至リ彼ノ伺指令等ニ依リ第百五十五條ヲ以テ罪スルモ重罪輕罪ヲ犯サハル者則明文ナキニ行政官吏ノ特權ナリトテ假出獄ヲ停止スルト孰レソヤト比較的ニ論シ彌司法行政

ヲ混淆シ恬トシテ顧ス否其誤ヲ悟ラサルニ至テハ執拗ト云ハンカ將頑ト云ハンカ是等ノ点ハ別段攻撃スル程ノ價值ナシ余カ論說ヲ通讀セハ自ラ其誤ヲ知ルニ足ル斯ク論スルキハ散士ノ說ハ採ルニ足ラサル也然レモ茲ニ一ノ有力ナル反對說アリ开ハ明治廿年五月卅一日ノ大審院判決是レナリ今其要領ヲ舉グレハ刑法第百五十五條ハ附加刑ノ執行ヲ通ル、罪ヲ對スルノ正條ニシテ同法第五十五條ノ但書ニ所謂特別ニ定メタル監視モ亦一種ノ監視ニシテ同法第十條ニ列記スル附加刑ノ一タル監視ナレハ刑法第百五十五條ニ所謂監視ニ付セラレタル者其規則ニ違背シタルトキハ云々トアルニ該當スヘキモノトス」夫レ大審院ハ法律ノ解釋ヲ統一ナラシムル所ナルヲ以テ下級裁判所ハ法律ニ係ル大審院ノ判決ニハ從ハサルヲ得ス其故余ハ有力ナル反對說ナリト云フ然レモ大審院ノ判決ハ絶テ誤リナシト斷言スルヲ得ス見ヨ從來判決例ヲ改メタルコト少カラサルヲ然ラハ則學者ノ輿論ハ終ニ大審院ノ判決例ヲ動かカスコトナシトセス蓋シ法ノ正解ニハ從ハサルヲ得サレハナリ併シナカラ余カ大審院ノ判決例ヲ非難スルハ恰モ螳螂斧ニ類スル感ナキ能ハスト雖余輩一己ノ私見ヲ述フルニアラス

先輩學者ノ說ヲ聽キ余カ至當ナリト信スル所ヲ主張スルノミ抑モ我黨ノ論者カ大審院ト意見ヲ異ニスル所ハ畢竟特別監視ハ刑法第十條ニ列記スル附加刑ナルヤ否ノ一点ニ在リ其レ第十條ニ所謂監視トハ論モナク通常監視(余ハ特別監視ニ對シ殊ニ通常監視ト云フ)ヲ指シタルモノナリト然ラハ二者ノ間ニ如何ナル差異アルカ曰ク通常監視ト特別監視トハ決テ其性質相同シカラス今其相異ナル所ノモノヲ舉グレハ(第一)通常ノ監視ハ重罪ニ付テハ主刑ノ宣告アレハ當然附加シ輕罪ニ付テハ裁判官之ヲ宣告ス特別監視ハ則然ラズ行政ノ處分ニ由リ之ヲ科スルモノナリ是レ其附加刑トナラサル第一ナリ而テ此區別ハ特別監視ノ附加刑ニアラサルコトヲ證明スルニ有力ナルモノトス何トナレハ刑罰ハ獨リ司法權ノ掌ル所ニシテ行政權ノ掌ル所ニアラサレハナリ(第二)通常ノ監視ハ主刑ノ終リタル日ヨリ起算シ特別監視ハ主刑未ダ終ラサルモ假出獄ヲ許サレタル日ヨリ起算ス是レ其通常監視ト同視ス可ラサル第二ナリ(第三)通常ノ監視ハ重罪ト輕罪トニ由リ其刑期ヲ異ニスレモ特別監視ハ罪ノ輕重ヲ問ハス皆假出獄中科セラル、モノナリ是レ其通常監視ト同視ス可ラサル第三ナリトス以

上三箇ノ差異アルヲ以テ特別監視ハ通常監視ト同視ス可キモノニ在ラス從テ之ヲ附加刑トスルヲ得サルコト明ナリ殊ニ假出獄ハ獄則ヲ遵守シ役業ヲ勉勵シ改悛ノ行爲著シキ者ニ對シ之ヲ許スモノナリ故ニ若シ特別監視ヲ以テ刑ノ性質ヲ有スルモノトセハ囚人獄則ヲ遵守シ改悛シタル爲メ一ノ刑ヲ科セラル、モノト謂ハサル可ラス是レ豈奇怪ナラスヤ故ニ余ハ特別監視ヲ以テ附加刑トセス唯一ノ行政上ノ檢束ニ過キサルモノトスルナリ斯ク有力ナル理由アルニモ拘ハラズ大審院カ附加刑トシテ第百五十五條ニ依リ處分セシハ意フニ特別監視ノ規則ニ違背シタル者ヲ不問ニ付スルノ不可ナルヲ知リ法律ノ不備ヨリ生スル不都合ヲ避センカ爲メ或ハ比附援引シタルモノニハアラサル歟(反對論者ヨリ云ヘハ法律ヲ活用シタルモノトチモ云フヘキカ)法律ノ解釋ニハ三箇ノ別アリ曰ク立法者ノ解釋曰ク裁判上ノ解釋曰ク學者ノ解釋則是ナリ去ナカラ刑法ハ嚴格ニ解釋セサル可ラストハ之レ一般ノ原則ナリ故ニ先頃浦和地方裁判所カ特別監視違犯者ニ對シ法律ニ正條ナシトテ無罪ニシテ言渡シタルハ大審院裁判例ニ從ハサルノ責ナシトセサルモ我刑法ヲ解釋スル上ニ於テハ都テ正當ノ判決



行政上ノ處分ハ右ノ格言ヲ適用スヘキモノニ在ラス  
 以上論述スル所ニ因リ洋々散士ノ惑ヲ解キ特別監視  
 規則違犯ノ罪トナラサルヲ及ヒ更ニ重罪輕罪ヲ犯サ  
 ヲルモ假出獄免幽閉ヲ停止スルヲ得ヘキト明々瞭瞭  
 ダリ余カ茲ニ長文ヲ草シ論ヲ盡シテ餘蘊ナキニ至ラ  
 シメタルモノハ散士及ヒ散士ト同論者ノ惑ヲ解クハ  
 今日必要ノトダマルヲ認メタレハナリ讀者諒焉

●裁判未確定者を拘禁せずし  
 て確定後入監日より刑期を  
 起算するハ果して違法にあ  
 らざる歟

洋々散士

近來某地の裁判所に於て、輕罪の判決を爲し、逃走  
 の憂なき者に限り、未確定期間ハ自宅に歸らしめ而  
 して、裁判確定後出頭すべき旨豫め口頭を以て、言渡  
 し置き確定の後入監せしむ、而して檢事の指揮書に  
 之入監の日より刑期を起算せしむ、散士之を目撃し  
 頗る疑なき能はず、抑も我刑法第五十一條に、刑期は  
 刑名宣告の日より起算すとあり、而して刑名宣告の

浴することを得る、然らば歸宅を命ぜられたるもの  
 、不幸の實に云ふ可からず且數十里を隔りたる山間  
 僻地に、歸宅するものハ途中宿泊し、歸宅の後再度  
 出頭すべき等、彼是意外の金錢を費し、不幸の不幸  
 を重ね、豈に未確定期間拘禁せらるゝものと權衡を  
 同ふすと云ふ可けんや、敢て世の大方諸君に質す

●質疑

紀律生

雜誌第三卷第十一號第三十六頁に某監獄署よりの通  
 信に係る囚人教誨師の離別を惜むと題する一項ある  
 を見て痛く喫驚し定て何者かの惡戯に出でたる虛報  
 を記者の眞面目に受け貴重なる紙上を填むるに此の  
 如き厭ふへく思むへき一節を以てせられたると信  
 し某監獄署の迷惑左社と實に氣の毒千萬に存するに  
 由り直に記者足下に一本參り以て將來に向て深く注  
 意を乞はんとう記者既に監獄學雜誌の編輯に従事せ  
 らるれハ他よりの通信又ハ寄書とても必ず熟讀玩味  
 の上學問上の價値を判別して而して後に自ら責任を  
 取り紙上に掲載せらるゝとなるへしハ實際あり得  
 へき事柄とか又あるまじき事柄とかの斷定ハ記者に  
 もナト御注意あらハ出來得へき筈なるへしと思はる

日より刑期を起算すること能はざるの條項ハ、全條  
 但書に規定せらるゝの外未だ曾て之を見ず、然るに  
 某地の裁判所ハ、輕罪の宣告をなし置き(警務署より引  
のにて即日判決あり)被告人に於てハ上訴等の意ハ毫もな  
 く、唯々服罪するにも拘はらず、又敢て歸宅を請願  
 するにもあらざるに、命令的を以て之を歸宅せしむ  
 るは抑も如何なる趣旨なるや、上訴中保釋責付せら  
 れたる者ハ、固より刑期に算入せざるなりと雖ども  
 此の如く裁判官の適宜に歸宅せしめて、刑期ハ入監  
 の日より起算するハ果して、違法の處置にあらざる  
 歟、裁判官ハ如何なる明文に依て斯の如く適宜に  
 歸宅せしむる處置をなすことを得る歟、散士ハ其の  
 明文なきに苦むなり、果して然らば明文なきも裁判  
 官ハ如此の處致をなす權利のあるものなりや我刑法  
 第五十一條の未確定期間を刑期に算入するの特例を  
 設けられたるハ政府犯罪人の利益を計りたる一の恩  
 典なり、然るに歸宅を命ぜられたるものハ、刑期限  
 内悉く刑の執行を受け、此の恩典に浴することを得  
 ず、然るに之に反し歸宅を命ぜられざるものハ、未  
 確定期間拘禁せらるゝも其の期間ハ刑の執行を受ず  
 被告人の待遇を受け刑期に算入せられて此の恩典に

若し否らずして輕卒に他の名譽にも關すへき事柄を  
 記載あらんに遂に雜誌の品位にも影響するに至  
 るへしいらざる贅言にハあれども序に該事實の虛構  
 なるへき謂れを略記し敢て記者足下の注意を要求せ  
 んとす是も全く雜誌の繁昌を冀圖するの老婆心に出  
 つるなれば決して悪くな開き玉へそ

抑も囚人共ハ進退舉措悉く命令に依るへきものなる  
 を今更喋々を須たさるなり且囚人雜居して談笑する  
 が如きハ良監獄に於て決してあるまじきとなり況ん  
 や團樂して歌を詠し連署して書翰を發するとをや故  
 に夫の記事の如きハ實際今日の監獄に在つてあり得  
 べからざる次第なれども若し萬に一も之に似よりた  
 る事實ありとすれば唯奇々怪々と大呼して長大息す  
 るの外あらざるなり歌會……連署の書翰……否何回  
 思ひ直しても紀律嚴正を重んずる監獄に於て思ひも  
 よらぬ談なり當局者よりは餘り大人氣なしとて正誤  
 文を寄せらるゝにも及ばぬ譯かと推測すれば生敢て  
 代て記者に質す

●政府ニ猛斷ヲ促ス(承前)

探美 學人

ナリトス大審院モ亦早晚判決例ヲ改正セラルヘシ  
 次ニ重罪輕罪ヲ犯シタル者ニアラサレハ假出獄ヲ停  
 止スル能ハサル乎此問題ニ付テモ余ハ福原氏ト意見  
 ヲ同フスル者ナリ散士ハ素ヨリ反對ニテ而モ論擊ス  
 ルハ主トシテ此點ニ在リト得意然トシテ駁論セラレタ  
 リ然レモ其論旨トスル所ハ刑法第五十六條ヲ盾ニ取  
 リ重罪輕罪ヲ犯シタル時ニアラサレハ假出獄ヲ停止  
 スルヲ得ス實例ニ於テモ未ダ嘗テ見サル所ナリト  
 云フニ在リ是亦前論ト彷彿タルモノニテ淺見皮想ノ  
 誣ヲ免レス成程第五十六條ニハ假出獄中更ニ重罪輕  
 罪ヲ犯シタル者ハ直チニ出獄ヲ停止シ云々ト規定ス  
 ルヲ以テ一見或ハ重罪輕罪ヲ犯シタル者ニアラサレ  
 ハ假出獄ヲ停止スル能ハサルモノ、如ク見ユルモ法  
 律ハ重罪輕罪ヲ犯シタル者ニアラサレハ決テ假出獄  
 ヲ停止ス可クスト命令セシニ在ラス故ニ固ト行政ノ  
 處分ヲ以テ假ニ出獄ヲ許ストナリ得セシメタル(刑法  
 第五十三條)以上ハ之ヲ停止スルモ亦行政上ノ處分  
 ナルヲ明カナリ散士ハ已ニ前段述フル如ク行政處分  
 ト司法問題トヲ混淆セリ其結果假出獄停止ニ付テノ  
 意見モ亦誤謬ニ陥リタルハ是非モナキ次第ナリシ夫  
 行政ハ法律ヲ執行シ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ人

民ノ幸福ヲ增進スル爲ニ便宜ノ經理及ヒ處分ヲ爲ス  
 者ナリ果テ然ラハ裁判官カ有罪ノ宣告ヲ爲ストハ宵  
 壤ノ差アルヲ以テ法律ノ正條ノミニ依ルヘキ性質ノ  
 モノニアラス然ラハ則チ重罪輕罪ヲ犯シタル者ニア  
 ラサルモ特別監視規則ニ違背シタル者ノ如キ行狀戻  
 逆ナル者ハ行政ノ處分ヲ以テ假出獄ヲ停止スルヲ得  
 可キハ假出獄ノ性質上素ヨリ當然ノコトナリト然ラ  
 ハ何故ニ刑法第五十六條ハ重罪輕罪ヲ犯シタル者ト  
 特書セシヤ又重罪輕罪ヲ犯シタル者ト行狀戻逆即チ  
 甚シキ不都合ナル所爲ヲ爲シタル者(所謂特別監視  
 規則ニ違背セシ者ノ如キ)トハ其間ニ毫モ差異ナキ  
 乎此點ヲ研究スルハ最も必要ノコトナリトス余カ考フ  
 ル所ニ依レハ刑法第五十六條ハ必ス假出獄ヲ停止ス  
 ヘキヤ所爲即チ犯罪ヲ規定シタルモノニテ他ノ萬般  
 ノ所爲即チ假出獄ヲ停止スヘキヤ否ヤ事實ニ關スル  
 細目ハ行政官ノ判定ニ一任シタルモノト思ヘハ敢テ  
 失當ノ規定ナリトセス又重罪輕罪ヲ犯シタル者ト其  
 他ノ者トハ差異ナキニアラス即チ第一重罪輕罪ヲ犯  
 シタル者ハ第五十六條明文ノ如ク出獄中ノ日數ハ刑  
 期ニ算入セスト雖モ其他ノ所爲ニ依リ假出獄ヲ停止  
 シタル者ニ對シテハ出獄中ノ日數ヲ刑期ニ算入セサ

ルヲ得ス(刑法第五十一條)第二重罪輕罪ヲ犯シタル  
 者ハ監獄則施行細則第二十七條ニ依リ典獄ニ於テ直  
 チニ假出獄ノ停止ヲ言渡スト雖モ其他ノ所爲ニ因リ  
 假出獄ヲ停止セントスルモハ——内務司法兩大臣ノ  
 認可ヲ經サル可ラス是レ別ニ規則ナキモ典獄ニ許シ  
 タルモノ、外ハ假出獄ヲ認可セシ者ノ停止スヘキハ  
 道理上當然ノコトナリトス  
 今少シク問題ヲ變シ若シ免幽閉中更ニ重罪輕罪ヲ犯  
 シタル時ハ免幽閉ヲ取消シ得ヘキヤ否ヤト問ハ、如  
 何ニ答フヘキヤ散士曰ク假出獄ハ行政官吏ノ適宜ニ  
 爲シ得ヘキモノニアラス則刑法第五十三條ノ規定ノ  
 外決テ爲シ得ヘカラス(居士曰ク然リ)故ニ之ヲ停止  
 スルモ尙法律ニ明文アリ則刑法第五十六條重罪輕罪  
 ヲ犯シタル者ハ直チニ假出獄ヲ停止ス其他豈法律ニ  
 明文ナキ重罪輕罪ヲ犯シタル者假出獄ヲ停止スルヲ  
 得ンヤト」此論旨ニ依レハ免幽閉ヲ受ケタル者ニ對  
 シテハ如何ナル場合ニ於テモ免幽閉ヲ停止スルヲ得  
 得スト答フルノ外ナカルヘシ何トナレハ法律ニ停止  
 スルノ明文ナケレハナリ然レモ我監獄則施行細則ハ  
 其第二十五條ニ於テ免幽閉中重罪輕罪ヲ犯シタル者  
 アル時ハ其裁判確定ノ上免幽閉ヲ爲シタル所ノ監獄

ニ於テ直チニ其裁判ヲ執行スヘシト規定セリ是レ裁  
 判宣告ノ効果ニシテ當然ノコトナリトス若シ散士ノ説  
 ニ從ヘハ其更ニ犯シタル罪(例ヘハ竊盜ノ科ニテ重  
 禁錮二ヶ月ニ處セラレタリトセン)ノ執行ヲ終リ  
 タルトキハ再ヒ免幽閉セサルヲ得ス何トナレハ已ニ  
 否取消ス能ハスト云ヘハナリ其不都合如何ソヤ余ハ  
 此場合ノミナラス歩チ進メテ更ニ重罪輕罪ヲ犯シタ  
 ル時ハ勿論縱令更ニ重罪輕罪ヲ犯サザル時ト雖モ行  
 狀戻逆ナル者ハ法律ニ明文ナキモ免幽閉ヲ停止スル  
 コトヲ得ト答フルニ躊躇セサルナリ其譯ハ矢張行政上  
 ノ處分ナルヲ以テ假出獄ノ停止ニ就テ述ヘタル所ノ  
 モノハ異ナラサレハナリ  
 斯ク論スル時ハ散士或ハ曰ハン居士ハ刑法ハ嚴格ニ  
 解釋スヘシト云ヒナカラ同シ刑法中假出獄及免幽閉  
 ノ停止ヲ嚴格ニ解釋セサルハ前後「ホコト」ノ説ナ  
 ラスヤト余ハ此攻撃豫防ノ爲メ茲ニ一言スヘシ——  
 夫レ刑法ハ嚴格ニ解釋セサル可カラストノ原則ハ裁  
 判官罪ヲ斷スルニ付テノ格言ナリ故ニ被告人ノ利益  
 ナル點(隨テ罪ノ疑ハシキ時ハ寧ロ輕キニ失セヨト  
 ノ格言ヲ生ス)若クハ假出獄及ヒ免幽閉停止ノ如キ

行政上ノ處分ハ右ノ格言ヲ適用スヘキモノニ在ラス  
ト  
以上論述スル所ニ因リ洋々散士ノ惑ヲ解キ特別監視  
規則違犯ノ罪トナラサルヲ及ヒ更ニ重罪輕罪ヲ犯サ  
ルモ假出獄免幽閉ヲ停止スルヲ得ヘキト明々瞭瞭  
タリ余カ茲ニ長文ヲ草シ論シ盡シテ餘蘊ナキニ至ラ  
シメタルモノハ散士及ヒ散士ト同論者ノ惑ヲ解クハ  
今日必要ノトタルヲ認メタレハナリ讀者諒焉

●裁判未確定者を拘禁せず  
て確定後入監日より刑期を  
起算するハ果して違法にあ  
らざる歟

洋々散士

近來某地の裁判所に於て、輕罪の判決を爲し、逃走  
の憂なき者に限り、未確定期間ハ自宅に歸らしめ而  
して、裁判確定後出頭すべき旨豫め口頭を以て、言渡  
し置き確定の後入監せしむ、而して檢事の指揮書に  
て入監の日より刑期を起算せしむ、散士之を目撃し  
頗る疑なき能はず、抑も我刑法第五十一條に、刑期は  
刑名宣告の日より起算すとあり、而して刑名宣告の

浴することを得る、然らば歸宅を命ぜられたるもの  
、不幸ハ實に云ふ可からず且數十里を隔りたる山間  
僻地に、歸宅するものハ途中宿泊し、歸宅の後再度  
出頭すべき等、彼是意外の金錢を費し、不幸の不幸  
を重ね、豈に未確定期間拘禁せらるゝものと權衡を  
同ふすと云ふ可けんや、敢て世の大方諸君に質す

●質疑

紀律生

雜誌第三卷第十一號第三十六頁に某監獄署よりの通  
信に係る囚人教誨師の離別を惜むと題する一項ある  
を看て痛く喫驚し定て何者かの惡戯に出でたる虛報  
を記者ハ眞面目に受け貴重なる紙上を填むるに此の  
如き厭ふへく忌むへき一節を以てせられたると信  
し某監獄署の迷惑左社と實に氣の毒千萬に存するに  
由り直に記者足下に一本參り以て將來に向て深く注  
意を乞はんどう記者既に監獄學雜誌の編輯に従事せ  
らるれ他よりの通信又ハ寄書とても必ず熟讀玩味  
の上學問上の價值を別別して而して後に自ら責任を  
取り紙上に掲載せらるゝとなるへし是ハ實際あり得  
へき事柄とか又あるまじき事柄とかの斷定ハ記者に  
もナト御注意あらハ出來得へき筈なるへしと思へる

日より刑期を起算すること能はざるの條項ハ、全條  
但書に規定せらるゝの外未だ曾て之を見ず、然るに  
某地の裁判所ハ、輕罪の宣告をなし置き(監獄署より引  
のにて即日判決あり)被告人に於てハ上訴等の意ハ毫もな  
く、唯々服罪するにも拘はらず、又敢て歸宅を請願  
するにもあらざるに、命令的を以て之を歸宅せしむ  
るは抑も如何なる趣旨なるや、上訴中保釋責付せら  
れたる者ハ、固より刑期に算入せざるなりと雖ども  
此の如く裁判官の適宜に歸宅せしめて、刑期ハ入監  
の日より起算するハ果して、違法の處置にあらざる  
歟、裁判官ハ如何なる明文に依て斯の如く適宜に  
歸宅せしむる處置をなすことを得る歟、散士ハ其の  
明文なきに苦むなり、果して然らば明文なきも裁判  
官ハ如此の處致をなす權利のあるものなりや我刑法  
第五十一條の未確定期間を刑期に算入するの特例を  
設けられたるハ政府犯罪人の利益を計りたる一の恩  
典なり、然るに歸宅を命ぜられたるものハ、刑期限  
内悉く刑の執行を受け、此の恩典に浴することを得  
ず、然るに之に反し歸宅を命ぜられざるものハ、未  
確定期間拘禁せらるゝも其の期間ハ刑の執行を受ず  
被告人の待遇を受け刑期に算入せられて此の恩典に

若し否らずして輕卒に他の名譽にも關すへき事柄を  
記載あらんに遂に雜誌の品位にも影響するに至  
るへしいらざる贅言にハあれども序に該事實の虛構  
なるへき謂れを略記し敢て記者足下の注意を要求せ  
んとす是も全く雜誌の繁昌を冀圖するの老獃心に掛  
つるなれば決して悪くな聞き玉へそ

抑も囚人共ハ進退舉措悉く命令に依るへきものなる  
を今更喋々を須たさるなり且囚人雜居して談笑する  
が如きハ長監獄に於て決してあるまじきとなり況ん  
や團樂して歌を咏し連署して書翰を發するとをや故  
に夫の記事の如きハ實際今日の監獄に在つてあり得  
べからざる次第なれども若し萬に一も之に似よりた  
る事實ありとすれば唯奇々怪々ど大呼して長大息す  
るの外あらざるなり歌會……連署の書翰……否何回  
思ひ直しても紀律嚴正を重んずる監獄に於て思ひも  
よらぬ談なり當局者よりは餘り大人氣なしとて正誤  
文を寄せらるゝにも及ばぬ譯かと推測すれば生敢て  
代て記者に質す

●政府ニ猛斷ヲ促ス(承前)

探美學人

第三司獄長官ノ平衡ヲ得ルヲ 我邦監獄ノ首腦タル  
司獄長官ナルモノハ其階級誠ニ數多シテ集治監  
典獄アリ府縣監獄署長アリ支署長アリ前二者ハ奏  
任典獄ニシテ後者ハ判任書記ヲ以テ之ニ充ツ而シテ  
事務ノ性質執行ノ方法ヲ問ヒハ勿論大差ナカルヘ  
キ等。寧繁簡難易ノ度ハ待遇ニ反比例タルノ觀ア  
ルハ識者ノ常ニ洞察スル所ニシテ如斯事情或ハ監獄  
進歩ノ妨害トナラサルナキカノ感アラシムルハ遺  
憾千萬ノ至リナリトス猶ホ仔細ニ之レヲ謂ハ、集  
治監ハ長期以上ノ囚人ヲ拘禁スル所ナルヲ以テ時  
ニ危害ノ慮多カルヘシト雖之ヲ統率スルノ吏員亦  
從テ多數ニ且地方監獄ニ比シ建築整備シ經費富裕  
ナルヲ以テ大ニ便宜アルハ顯然ノ次第ナリ反之地  
方監獄ハ重モニ短期囚ヲ拘禁シ并ニ刑事被告人ヲ  
拘禁スル所ナルヲ以テ出入頻繁慮遇ノ面倒ナル集  
治監ノ比ニアラス就中尤困難トスルハ府縣會ナル  
相談役ヲ有スル一事ナリ彼レ議會ノ多クハ常ニ民  
力ノ困弊ヲ稱シテ監獄費要求ヲ充タサス故ニ獄舍  
ハ普通ノ家屋ヲ修繕スルカ或ハ從來ノ廢廳ヲ用ユ  
ルモノ多ク其建築ノ不備不完ハ以テ別異ヲ行フニ  
足ラス經費ノ僅少ナルハ以テ規律的増壁タル看守

押丁ヲ用ユルニ足ラス實ニ不備不足ナル標語ハ地  
方監獄ノ狀況ヲ包藏シテ餘アリ而テ如此ノ基本ニ  
依テ如斯繁雜ナル監獄ニ長官タル府縣典獄ヲ以テ  
集治監典獄ニ比ス繁簡難易果ノ如何智者ヲ俟タス  
シテ知ルヘキノミ若夫支署ハ單ニ地方監獄ノ小ナ  
ルモノ、ミニシテ毫モ本署ト異ナルナキハ又言チ  
須井サルナリ殊ニ囚員ハ少ナシトスルモ之ヲ處ス  
ルノ順序方法ハ勿論省略スル能ハリルヲ以テ結局  
少數ノ吏員卑位ノ長官ヲ以テ之ヲ統率スル其繁雜  
ハ却テ本署ニ加倍スルトナス豈誣言ナランヤ故ニ  
先ツ此數多ノ階級ヲ打破シ三者ノ待遇ヲ接近平衡  
ナラシムルハ最必要ナリト信ス

第四巡閱ノ方法ヲ定ムルヲ 予輩ハ專任視獄官ノ設  
アルヲ希望スルモノナリ唯監獄則等或ハ施行ノ難  
アルヘキヲ以テ差向現時ノ巡閱官ヲシテ其部署ヲ  
定メラレントテ欲ス蓋シ内務省官制ニ於テ參事官  
書記官ハ當然巡閱官タリト雖モ是等諸員ハ常ニ他  
ノ事務ニ執掌スルヲ以テ特ニ監獄ニ注意スルコト  
能ハサルハ自然ノ勢ナリ然レトモ平素ノ注意ハ巡  
閱ノ際多クノ利益トナルハ勿論トナリナルヲ以テ豫  
テ部署ヲ定メ年々之ヲ巡閱セシメハ一ハ同一ノ場

所ヲ履スルニ精ナルヘクニハ以テ平素ノ注意ヲ緊  
クテ得ン如斯ニシテ監督ハ大ニ行ハレ改良ハ益々  
實行セラル、ニ至ルヘシ巡閱ノ方法ヲ定ムルコト  
夫レ又一策ニアラスヤ

其說ノ可否ハ暫ク措キ監獄改良ヲ以テ自ラ任ス  
ル熱心ニ至ツテハ世ノ學者紳士ヲシテ後ニ睨若  
タラシムヘシ予輩ハ望ム今後如此熱心家ノ續々  
輩出シテ監獄改良ノ任ニ當ラントテ錄シテ實務  
家ノ參考ニ供ス

在埼玉 辻 一路

予輩ハ敢テ難キヲ政府ニ希フモノニアラス今日ノ場  
合ニ於テ監獄費國庫支辨ハ容易ニ望ムヘキニアラス  
果シテ然ラハ政府タルモノハ其權力内ニ於テ處分シ  
得ラル、限り或ハ民度ニ適スル範圍ニ於テ施スヘキ  
ノ術アラハ斷々乎トシテ其策ニ出ツヘキナリ而シテ  
以上陳述スル所ハ最モ必要ナル個條ニシテ又最モ施  
シ易キノ方法ナリト信ス我政府ハ監獄事業ニ銳意熱  
心ナル豈ニ疾ニ思考セスト謂ハンヤ明リニ早見ヲ案  
シテ我政府ノ猛斷ヲ促スト爾リ

(前文畧) 採生義爾來修學中監獄制度に付少々思付き  
候義有之左に簡單記述仕候間事少しく奇譚の感を起  
す様には候得共凡そ事の初めて起る多くは皆人の奇  
訝を招くハ固より已むを得ざる事にて慣習の久しき  
訝念漸く去りて而して只た利のある處を認むるに至  
るへきかと愚考致候得ハ左様の御承知にて御參考迄  
御取捨被下度若し生の愚按幸に利を見るに至るあら  
ハ國家の爲め生の喜之に勝るもの無之候且又貴所に  
於て幸御賛成の思召も御座候ハ、監獄會議へ御提出  
の上御取捨被下度奉懇願候也

監獄ノ改良ヲ必要トスル今日世間其熱心家ニ乏  
シク學者紳士ハ勿論刑法學者ト雖モ行刑上ノ事  
ニ付テハ兎角冷淡ニ打過キ深ク之カ考究ヲ爲サ  
ハリシハ予輩ノ常ニ慨歎スル所ナルカ某學生ア  
リ一日我埼玉縣監獄署ニ來リ監内ヲ一覽シ行刑  
上ノ事ニ付テ種々ノ質問ヲ爲セシカ頃日左ノ一  
篇ヲ典獄ニ贈リ實務家ノ研究ヲ求メタリト云フ

抑も今日一般行ハるゝ所の監獄制度は種々の變遷を  
經て漸く少しく其弊を除きたるは沈黙法及隔離法な  
りと雖も單に其方法を取る時の弊害少からず故に此  
二法を巧に折中して實際に行はんとするハ現今監獄  
制度研究の目的なりと信す而して沈黙法は嚴ニ沈黙

を守らしむるの實に困難なるのみならず他の欠點甚  
 大とし難隔法に至ては稍前法に比して完全に近しと  
 雖も經費多端なるのみならず囚徒をして相集りて事  
 業を取らしむること能はず從て經濟上不利なる點多  
 きか故に我國目下の財力にては到底實施すると能  
 はず且つ人をして長く小室に獨居せしむるの害に健康  
 を害するの恐あるに於てかや若し夫れ或他の良法を  
 發見し囚徒をして離隔せしめて其法に由ると同一の  
 利益を得此法に依て生ずる害を除くを得其利甚か  
 らざるへし然らば則ち如何にして可なるか囚徒一所  
 に集まる時は顔貌相見るを以て從て罪惡の傳播を來  
 たし又互に其面を識るか爲めに獄の後社會の信用  
 を得るに害あるも現に争ふ可からざるの事實なり故に  
 囚徒一所に集まるも顔貌相見るを得ず獄吏諸君の絶  
 ざる意注を用ひずして尙は嚴に沈黙を守らしむるの  
 方法あらは其利離隔に勝る萬々ならん右の事實に由  
 りて生か愚考する處のものに即ち囚徒沈黙して同所  
 に集まり事業を共にするを得るの法なり即ち囚徒に  
 假面又ハ覆面(呼吸を視ることに差支なき様に作り)  
 を蒙らしむれば面互に相見るを得ずして合力するを  
 得るか故に沈黙法の利を失はずして離隔法に於ける

經濟上の不利益を免れ他の顔貌を見る能はざるも尙  
 は相集りて働くを得るか故に長き獨居より起る憂鬱  
 病を免れ而して又彼の沈黙法に於て顔面を見るか爲  
 めに生ずる該惡の聯想を絶滅するを得又此覆面をな  
 さしむるが故に多少懲罰の目的を達す且囚徒を監督  
 する諸君も囚徒の顔面の柔剛美醜を見るなきが爲に  
 之に對するの情も亦一様なるを得べしと信ず由て今  
 や左に覆面の愚按を述べんに即ち  
 鼻ヨリ上部ハ尋常ノ仮面ノ如ク鼻ヨリ以下腮ニ至  
 ル迄ノ部ハ頬ノ一方ノ適當ノ部ニ蝶番ヒチ付シ食  
 時及吐唾セントスル時ハ下部ノミ取り外シ出來得  
 ル様ニ爲シ常ニハ嚴重ニ覆面ヲ脱スルヲ禁スル  
 ナリ而シテ鼻ハ勿論口ヨリモ僅ニ呼吸ニ差支ナキ  
 様ニシテ只タ他ト談話ノ出來サル位ノ度ニ下脛骨  
 チ動スチ得セシメ口部ニ僅カノ小孔數個ヲ設クル  
 ナリ若シ醫師ノ指示ニ從テ呼吸器(レスピラト  
 ル)ノ製法ニテ衛生上差支ナクンハ斯ノ如クスル  
 モ亦可ナリ而シテ若シ木製ノ假面ヲ用ヒテ面部ノ  
 蒸發氣ヲ閉塞スルノ憂アラハ之ニ多クノ小孔ヲ穿  
 チテ之ニ掩フニ布ヲ以テスルカ若シハ別ニ藤ノ如  
 キ物質ヲ以テ覆面ヲ製シ木製ニ換ユルモ可ナルハ

シ而シテ出來得ル丈ケ就眠時ハ各々室ヲ別チテ覆  
 面ヲ脱セシムル方可ナルベシ然ラズンハ鼻ヨリ以  
 下ノ部ヲ除キテ同室ニ居ラシメテ只タ各顔貌ヲ見  
 ル能ハサラシムルノミテモ可ナリ而シテ此場合ニ  
 ハ少シク酷ノ様ナレトモ校ナ合マセ置クモ可ナリ  
 愚按の大略斯の如し又此に注意すへきとあり一般囚  
 徒をして斯く覆面せしめれば彼の不經濟にして健康を  
 害する輕禁錮及び輕禁獄に處せらるべき者の一部ハ  
 他の囚徒と共に就業するの刑を科する様刑法を改正  
 するも亦不可なるへし又刑事被告人及已むを得ず  
 して囚徒を外出せしむる場合に於ては此覆面を用ゆ  
 れは利益少からざるへしと信ず而て覆面の爲めに囚

徒の誰何を識別するに不便なりと謂は、則ち衣服及  
 覆面に番號を附し時々一人づ、一室に入れ各々受持  
 に於て顔面を識認し置かへ可なるへしと信す且又此  
 覆面にて(布の如き者を作り)單に顔面を包み口鼻使  
 用の自由を妨げざるも前に舉げたる利益の大半を失  
 はざるべし  
 右記述致候文意甚だ簡單にて不明の點も御座候かも  
 圖られず候得共何卒一書生の愚見御參考迄御推讀被  
 下候ハ、大幸の至に候且つ又生の愚見不完全の點も  
 多かるべく候間何卒御教示の程偏に奉願上候也  
 某 拜

典獄宛

統計

在監人月表(廿五年九月調査)

廳府縣	四	人	刑事被告人	懲治人	別房留置人	携帶乳兒	計
警視	三、四四七	八五二	二四	三二八	四	四、六五五	
小笠原	五						四十九

統計

滋賀	一、〇九五	二二三	二三四	一	五五	九	一、四〇八
岐阜	一、八六二	二四九	一	三	六六	六	一、一二一
長野	一、一三七	二四九	一	〇	五	六	一、六九一
宮城	八〇一	三六九	一	八	九	一	一、一八七
福島	一、〇三七	三〇五	一	〇	二	一	一、三七二
岩手	四五二	一六〇	一	二	一	一	六二五
青森	三六四	二四七	一	二	一	一	六一七
山形	七一九	二二一	一	三	一	一	八六七
秋田	六二三	二九一	一	一	一	一	九二八
福井	四四六	五一	一	一	一	一	五〇三
石川	四九一	一〇四	一	一	一	一	六二七
富山	四七九	一六四	一	一	一	一	六五一
鳥取	七九一	一四三	一	一	一	一	九四三
島根	九七〇	一〇七	一	一	一	一	一、〇九五
岡山	一、八三二	三六九	一	一	一	一	二、二二四
廣島	一、七一一	二七三	一	一	一	一	二、〇四六
山梨	一、〇五〇	一九二	一	一	一	一	一、二六三
和歌山	一、〇〇四	一四八	一	一	一	一	一、一六九
徳島	一、六六八	二二一	一	一	一	一	一、九二四
香川	一、四八五	二二二	一	一	一	一	一、七五一
愛媛	一、三二五	二二九	一	一	一	一	一、五八〇

五十一

山梨	三九六	一七六	四五	八	四	一	五八八
静岡	一、〇五四	二三一	七	一	一	一	一、三〇〇
愛知	一、八六二	三〇〇	七	一	一	一	二、一九七
三重	一、四五九	一八〇	一	一	一	一	一、六七四
奈良	五〇五	一四五	二	一	一	一	七二二
栃木	九三三	一六六	一	一	一	一	一、一二七
茨城	一、三二四	二〇五	一	一	一	一	一、五六五
千葉	九六四	三〇二	一	一	一	一	一、二八二
群馬	一、〇六〇	三三一	一	一	一	一	一、四一三
埼玉	一、一〇一	二一六	一	一	一	一	一、三三八
新潟	一、二五七	三〇二	一	一	一	一	一、五八四
長崎	八四二	二四五	四	一	一	一	一、一一八
兵庫	二、三七八	六三九	五	一	一	一	三、二四三
神奈川	一、三四三	二七八	一	一	一	一	一、八四九
大分	三、〇八四	八三四	一	一	一	一	四、三九六
京都	二、〇二一	三七三	二	一	一	一	二、四七三
道	六三一	二三九	六	一	一	一	九〇五
海	七八五						七八五
北	二、五六八						一、四八六
集	二、三四四						二、五六八
治							二、三四四
監							

統計

五十



**第三條** 警守掛ハ左ノ事項ヲ掌ル  
 一 監獄ノ戒護在監人ノ行狀賞罰並ニ書信接見ニ關スル事

**第四條** 警務所ハ左ノ事項ヲ掌ル  
 一 在監人ノ疾病、及死亡、調劑、其他監獄ノ衛生ニ關スル事

●本月一日分課規程ノ改正ニ依リ左ノ如ク任命アリタリ

埼玉監獄書記 常見八十太郎  
 庶務課長兼經理課長ヲ命ス  
 埼玉縣看守長兼監獄書記 岡部伊三郎  
 作業課長ヲ命ス  
 埼玉縣看守長 草刈次郎  
 警守課長ヲ命ス  
 埼玉縣監獄醫 橋村三圭  
 警務所長ヲ命ス  
 埼玉縣監獄教誨師 下間 鳳城  
 教務所長ヲ命ス  
 埼玉縣監獄署  
 ●精勤證書授與ハ三重縣監獄署  
 本月第三回看守精勤證書授與式ヲ舉行ス其人名左ノ如シ

三重縣監獄署在勤  
 看守 伊藤 又吉  
 看守 後藤 一之進

**監獄彙報**

監獄彙報

**紋別村の囚人騒**

讀賣新聞

過日の紙上に屬々記載したるトルコ人のことあらんか同地よりの報道に依れば魯國の囚徒と覺はしきもの何地より來りけん先月下旬四人の外國人は夜中同村内より同村近傍に徘徊して米、鶏、ビール、斧、庖丁、靴、シャツ、股引及靴などを手に當り次第盗み行くを以て村内の人心恟々として女童などハ殊更恐怖を爲したるを以てその捨て置き難き事なりとて村内の有志者ハ協議の上同地分署詰巡査と與に同村近傍の山中を搜索し是處彼處と草を分けて尋ねるに果して舊紋別と新紋別との間に在る山中に潜伏し居たるを發見せしかばソレ其處に居た捕へよと言ふ聲諸共寄てたかつて打ち捕へんとせしが彼等も曲者忽莽々たる樹林の間に跡を隠し早や何れに逃去せしか更に行衛ハ知れざりしが其中壹人ハ巡查田村鉄也氏の爲めに捕へられんとせし際庖丁打ち振り斬て掛かれれば此方もすかさず心得たりと棍棒オツ取り戦ふて遂に難なく打ち伏せたる處へ村内の人々打ち寄り來りて遂に捕縛せりとのことなり猶ほ残り三人のものも搜索せんと目下協議中なりと云へり

**監獄彙報**

**●國民協會代議士の覺悟**

監獄費國庫支辨、製鋼所設置、軍艦製造の三問題ハ非民黨議員の大部分即ち今の國民協會所屬代議士の舉て賛成を表せし所なるが現内閣ハ第四議會に對し監獄費國庫支辨、製鋼所設置の二費目を提出せざる由なれば國民協會は以上の三問題を如何に處せんとするやは大會の後にあらざれば確定せざることなれども在京廿餘名の代議士は異口同音に右の三問題ハ温派議員の全然賛同して動かざりし所なれば若し現内閣にして之を提出せし死を決して議場に舌戰を試むる決心なりと云ひ居る由同協會の代議員ハ語りぬ

明治二十五年十一月二日 朝野新聞

**●獄費國庫支辨案上院より出でん**

獄費國庫支辨法案ハ政府案として本年の議會に提出せられざるべしと言傳ふる者あれど貴族院議員中には是非とも本年の議會に提出せざる可からざるの議多くあり目下専ら同法案提出の事に付取調中なり

明治二十五年十一月六日

明治廿五年十月廿五日

根室

北海道新聞

**●叔父の復讐**

先頃北海道集治監釧路分監の囚徒三名が看守の隙を狙ひ逃走したるとハ當時記載せしが右三人の囚徒ハ追跡を恐れ山奥へ逃げ入り二三日の程は木の實を食ひ僅かに露命を繋ぎ居り只有る山間のアイヌ小屋に着きけるが此家にハ老人夫婦と其甥に當れる若者とあり件の逃走囚三人は先づ助けを乞ふて四五日が程ハ同家の厄介となり居たるが元より大罪積惡の逃走囚なれば或日若者の留守に自分等が逃走の跡を暗まさんがため老人を殺害して何處ともなく逃亡したり老婆ハ此体爲を窃かに物蔭より見つゝありしが兇漢等が逃去りたる跡泣々老人の介抱取らなる處へ甥の若者歸り來りしにぞ有し事共落ちもなく物語れば若者ハ聞く節々に顔色變り齒咬をなして口惜がり憎くき奴原跡追かけて只一撃に息の根とめて叔父の敵を見ん事討ち聊か回向に供へんと鐵砲肩に打掛けつゝ我家を駈出し彼方と聞く逃道を追跡し東處西處と搜索し遂ひに二日目に於て彼の逃走囚三名に出遇ひた



れ若者の天の與へど打喜び叔父の仇なりと呼びか  
けしに三人はギョツとしたるも今更進もならずと三  
者は各々柄物を携へ若者を目掛けて打掛りしに若者  
は用意の鐵砲を取るより早く發砲せしに狙ひの違は  
ず真先に進みたる一人を撃止め又續いて發せし一發  
は尙ほ一人を撃倒したるにぞ殘る一人の所詮敵しが  
死して筒先に俯伏し助命請ひしに若者は之を用捨  
せず尙ほ一發左の二の腕打貫き一聲倒るゝ處を取て  
押へ有合ふ繩もて十重二十重に縛しあげ釧路警察署  
に運行き右の次第を訴へ出でたるより同署に於てハ  
此程根室地方裁判所へ護送したりと云ふ

●米國新聞記者の監獄巡覽

我國の監獄の現況視察のため來朝し目下東京ホテル  
に止宿せる米國加那太領マカチン雜誌記者ロンク氏  
は過日來曲木司法大臣秘書官の紹介に依り東京集治  
營及び市ヶ谷石川島の兩監獄を巡覽せり尙ほ京坂其  
餘の各地監獄をも通覽の筈なるが氏の視察したる所  
ハ細に其紙上に記述すると云ふ

明治廿五年十一月廿日

郵便報知新聞

●差入物の注意

先頃石川島監獄の在監人合田愿が出獄の後同囚福田  
某へ書籍の表紙中へ鋸を入れ差入れたる事ありしよ  
り其後書籍の差入にハ一層注意し表紙杯ハ悉く剝取  
らざれば差入ぬよし

明治廿五年十一月十二日

やまご新聞

●堀川監獄の近況

一昨日の調査に依れば在監囚四千三百四人にて同署  
設置以來始めての増加なりと云尤も明年度の豫算は  
十五萬七千三百二十七圓五十三錢九厘にして昨年に  
比して差したる増減なし又右豫算費目中最も著しき  
金高に上るものは衣食料にて飯米ハ白米一石に付六  
圓四十四錢蒲團ハ一枚一圓〇五錢八厘綿入ハ一枚五  
十六錢五厘宛の見込なりと云ふが若し此木綿を普通  
商人より買入るゝ時ハ中々右の直段にては仕上る事  
能ハざるも總て監内工作場にて織出す木綿并に染仕  
立等なるを以て斯く廉價なる譯なりと云ふ

明治廿五年十一月十三日

大坂毎日新聞